

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	8
(管理番号	8 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等の都道府県経由事務の廃止

## 提案団体

新潟県、栃木県、群馬県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等について、都道府県経由を不要とし、養成施設が直接、厚生労働大臣(地方厚生局長に権限委任済)等に申請等を行う形にすることを求める。

## 具体的な支障事例

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設は、厚生労働大臣等が指定することとされている(栄養士法第2条、第5条の3)が、指定の申請等は、都道府県を経由して提出することとされている。申請書類等の確認に当たっては、厚生労働省から指導要領が示されているものの、適否の判断が難しく、養成施設から個別具体的な事例に関する照会がある度に地方厚生局に確認する必要があるなど、対応に多くの時間を要している。  
なお、養成施設の指定に係る都道府県の経由を廃止した場合でも、指定後に、養成施設に関する情報を国から都道府県に共有することで、特段の支障は生じないと考えている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

養成施設から申請書類等について問合せを受けた際、都道府県から地方厚生局に都度確認しなければならず、回答に時間を要することから、養成施設から度々催促や苦情を受けている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

養成施設においては、直接、地方厚生局とやり取りができるようになることから、指定までの期間の短縮につながるなど、利便性が向上する。また、都道府県においても、養成施設の指定に係る事務が不要となることから、事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

栄養士法第2条、第5条の3  
栄養士法施行令第9条、第12条、第13条、第14条、第15条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、神奈川県、長野県、兵庫県、奈良県

—

#### 各府省からの第1次回答

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定の申請については、その施設の所在地の都道府県知事が必要な意見を付すことを、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第9条において規定している。当該規定の趣旨としては、厚生労働省が栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定の審査をする際に、栄養士免許の資格管理者である各都道府県が地域の実情を鑑みて付した意見を踏まえて、指定の是非を判断するためのものである。

したがって、提案のように都道府県経由事務を廃止した場合、栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定の申請について、各都道府県は地域の実情を踏まえた意見を付すことができず、厚生労働省としても栄養士免許の資格管理者である各都道府県の意見を踏まえた判断ができなくなる。このことから本提案は、地域の特性やニーズを踏まえた養成教育の推進に沿わないものであるため、実現は困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県の経由の廃止に伴い、国は都道府県の意見を踏まえた判断ができなくなるが、実態として、指定申請書の作成過程で様々な事項について調整が行われ、地域の実情やニーズに関する問題は解消されるため、国が自ら定めた指導要領、指定基準に基づき養成施設の指定の是非を判断すればよく、都道府県の意見が必須ではないと考える。また、都道府県においては、指定後に養成施設に関する情報を国から共有いただくことで特段の支障は生じないと考える。

さらに、養成施設が地方厚生局と直接やり取りできるようになることで、都道府県が地方厚生局に問い合わせる手間と時間が削減され、都道府県にとっては事務負担軽減が図られるほか、養成施設にとっても指定にかかる期間の短縮など利便性向上につながるため、本提案について再考を求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。  
地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

#### 各府省からの第2次回答

第1次回答において回答しているとおり、厚生労働省としては、栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定の申請等について、栄養士免許の資格管理者である各都道府県の意見を踏まえ、その是非を判断している。また、管理栄養士養成施設については、学校教育法に定める学校であるものが大半を占める。そのような施設においては、現行、申請を都道府県のみに対して行う運用となっているところ、都道府県経由事務を廃止した場合、各地方厚生(支)局及び文部科学大臣の両方に当該申請を行う必要が生じることとなる。

これらのことから、引き続き経由事務は必要であると考えている。

一方、都道府県の事務負担となっているとの御意見を踏まえ、事務手続の運用の改善の検討を行ってまいりたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	14
(管理番号	14 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

調理師免許に係る学歴要件の電磁的な証明又は確認を可能とすること

## 提案団体

関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

調理師免許に係る学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。  
具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。

## 具体的な支障事例

調理師免許の付与には、調理師法の規定により申請者が学校教育法第57条に規定する者であること(以下「高等学校入学資格」という。)を確認する必要がある。このため、調理師試験出願の機会を捉え、試験実施機関から出願者に中学校卒業証明書等の提出を求めて高等学校入学資格を確認しているが、このことが出願者及び試験実施機関双方の負担となっている。  
出願者には、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受けるのに時間的・費用的な負担が生じている。特に卒業から相当の期間が経過している者については、卒業した学校の廃校、統合等により交付手続が複雑となる場合や、卒業後20年を経過したことにより学籍情報が保管されていない場合もある。また、婚姻による氏名の変更等により卒業証明書記載氏名と出願者氏名が一致しない場合には、同一人であることを証するために戸籍関係書類等の提出も必要となり、大きな負担となっている。  
また、試験実施機関においても、提出された中学校卒業証明書等の記載事項の確認や提出書類が不足している場合の出願者への連絡・説明、再提出書類の確認等の複雑な事務作業が生じ、多くの時間を費やしている。  
この調理師試験の出願手続については、国家資格システムによるデジタル化の対象とされているものの、中学校等の学籍に関する記録がデジタル化されて国家資格システムとオンラインでデータ連携されない限り、高等学校入学資格の確認手続をデジタル完結で行うことができない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

出願者からは、「卒業した学校が遠方なため、取得に時間がかかる」、「過疎で廃校になり、連絡先が分からない」、「外国籍であり通称名で中学校を卒業している場合の必要書類は何か」などの問い合わせが寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

出願者にとって、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受ける時間的・費用的な負担が軽減されるとも

に、試験実施機関においても、出願者への連絡・説明や書類のやりとり等の事務作業が軽減される。加えて、国家資格システムにより各種申請手続がデジタル化される他の国家資格における学歴要件の確認手続がデジタル完結となる波及効果も見込まれる。

#### 根拠法令等

調理師法第3条第2号、第3条の2第1項  
学校教育法第57条  
学校教育法施行規則第28条  
国家資格等情報連携・活用システム地方公共団体向けガイドライン(令和5年11月10日デジタル庁)  
指導要録の電子化について(令和4年2月25日文部科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、岐阜県、山口県、鹿児島市

—

#### 各府省からの第1次回答

調理師となる可能性は、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料する。その場合、当該システムを作成し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものと想定される。提案のように、そのようなシステムを構築することは、上記の負担を踏まえると、実現は困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国家資格等のデジタル化が重点施策(No.1-23)に位置づけられている。当施策は、国家資格等情報連携・活用システムの活用により、令和6年度に約30の社会保障等に係る国家資格等の手続きのオンライン・デジタル化を開始し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指すとされている。さらに、令和5年に成立したマイナンバー法等の一部改正により、本提案の調理師資格を含む社会保障等以外の分野の約50の国家資格等についても順次デジタル化を開始することとされており、これらの国家資格等についても社会保障等に係る国家資格等と同様、手続き時の添付書類の省略を目指していることと推察する。また、同計画においては、小中学校等における指導要録等のデータ化及び高校入試事務手続きのデジタル化を推進するパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行も重点施策(No.2-28)に位置づけられており、学籍情報等のオンライン・デジタル化を目指していると推察する。システム開発に係る課題があることは理解できるが、重点計画が閣議決定され、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等のデジタル化が推進されている状況であること、また、国家資格等情報連携・活用システムを教育分野のデータと連携することは、他の資格試験においても出願者及び試験実施機関の双方にとって相当の負担軽減が見込まれることから、是非前向きに御検討いただきたい。なお、本提案による措置が難しい場合は、支障軽減に資する代替措置を御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めます。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で申し上げたとおり、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料するが、当該システムを構築し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものである。

また、現在は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に沿ってパブリッククラウド環境を前提とした次世代型校務支援システムの導入、指導要録等の帳票のデータ標準化、教育データ連携のために必要な環境整備等を進めることとしているところであり、これらと別途、学籍管理のシステムを構築することは困難である。

こうしたことから、受験者による学歴の証明や、都道府県における学歴の確認の方法については、実情を踏まえ、効率性向上に資する対応を検討してまいりたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	15
(管理番号	15 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

製菓衛生師試験に係る学歴要件の電磁的な証明又は確認を可能とすること

## 提案団体

関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

製菓衛生師試験受験における学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求めらる。

具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。

## 具体的な支障事例

製菓衛生師試験の受験には、製菓衛生師法の規定により受験者が学校教育法第57条に規定する者であること(以下「高等学校入学資格」という。)を確認する必要がある。このため、試験実施機関から出願者に中学校卒業証明書等の提出を求めて高等学校入学資格を確認しているが、このことが出願者及び試験実施機関双方の負担となっている。

出願者には、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受けるのに時間的・費用的な負担が生じている。特に卒業から相当の期間が経過している者については、卒業した学校の廃校、統合等により交付手続が複雑となる場合や、卒業後20年を経過したことにより学籍情報が保管されていない場合もある。また、婚姻による氏名の変更等により卒業証明書記載氏名と出願者氏名が一致しない場合には、同一人であることを証するために戸籍関係書類等の提出も必要となり、大きな負担となっている。

また、試験実施機関においても、提出された中学校卒業証明書等の記載事項の確認や提出書類が不足している場合の出願者への連絡・説明、再提出書類の確認等の複雑な事務作業が生じ、多くの時間を費やしている。この製菓衛生師試験の出願手続については、国家資格システムによるデジタル化の対象とされているものの、中学校等の学籍に関する記録がデジタル化されて国家資格システムとオンラインでデータ連携されない限り、高等学校入学資格の確認手続をデジタル完結で行うことができない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

出願者からは、「卒業した学校が遠方なため、取得に時間がかかる」、「過疎で廃校になり、連絡先が分からない」、「外国籍であり通称名で中学校を卒業している場合の必要書類は何か」などの問い合わせが寄せられている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

出願者にとって、卒業した中学校等から卒業証明書等の交付を受ける時間的・費用的な負担が軽減されるとともに、試験実施機関においても、出願者への連絡・説明や書類のやりとり等の事務作業が軽減される。加えて、国家資格システムにより各種申請手続きがデジタル化される他の国家資格における学歴要件の確認手続きがデジタル完結となる波及効果も見込まれる。

## 根拠法令等

製菓衛生師法第4条第1項、第5条第2号  
学校教育法第57条  
学校教育法施行規則第28条  
国家資格等情報連携・活用システム地方公共団体向けガイドライン（令和5年11月10日デジタル庁）  
指導要録の電子化について（令和4年2月25日文科科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、岐阜県、山口県、高知県、鹿児島市

—

## 各府省からの第1次回答

製菓衛生師となる可能性は、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料する。その場合、当該システムを作成し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものと想定される。提案のように、そのようなシステムを構築することは、上記の負担を踏まえると、実現は困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国家資格等のデジタル化が重点施策（No.1-23）に位置づけられている。当施策は、国家資格等情報連携・活用システムの活用により、令和6年度に約30の社会保障等に係る国家資格等の手続きのオンライン・デジタル化を開始し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指すとされている。さらに、令和5年に成立したマイナンバー法等の一部改正により、本提案の製菓衛生師資格を含む社会保障等以外の分野の約50の国家資格等についても順次デジタル化を開始することとされており、これらの国家資格等についても社会保障等に係る国家資格等と同様、手続き時の添付書類の省略を目指していることと推察する。また、同計画においては、小中学校等における指導要録等のデータ化及び高校入試事務手続きのデジタル化を推進するパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行も重点施策（No.2-28）に位置づけられており、学籍情報等のオンライン・デジタル化を目指していると推察する。

システム開発に係る課題があることは理解できるが、重点計画が閣議決定され、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等のデジタル化が推進されている状況であること、また、国家資格等情報連携・活用システムを教育分野のデータと連携することは、他の資格試験においても出願者及び試験実施機関の双方にとって相当の負担軽減が見込まれることから、是非前向きに御検討いただきたい。

なお、本提案による措置が難しい場合は、支障軽減に資する代替措置を御検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で申し上げたとおり、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料するが、当該システムを構築し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものである。

また、現在は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に沿ってパブリッククラウド環境を前提とした次世代型校務支援システムの導入、指導要録等の帳票のデータ標準化、教育データ連携のために必要な環境整備等を進めることとしているところであり、これらと別途、学籍管理のシステムを構築することは困難である。

こうしたことから、受験者による学歴の証明や、都道府県における学歴の確認の方法については、実情を踏まえ、効率性向上に資する対応を検討してまいりたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	55
(管理番号	55 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携

## 提案団体

指定都市市長会、福島県

## 制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務について、システムの標準化のタイミングに合わせ、標準化システムと日本年金機構から提供されるデータを連携可能な形式にする。

## 具体的な支障事例

生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っているところである。  
また、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会を行う場合においても、日本年金機構等から取得したデータを、そのまま生活保護システムに取り込みをすることができず、データ加工する必要があることから、現状では収入認定変更業務に効果的に活用できていない。  
現行の標準化仕様書においても、条件設定等のデータ加工が必要となっており、標準化システムと年金機構から提供されるデータは連携できないものとなっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被保護者の年金額改定に伴う変更処理は、日本年金機構等との情報連携で6月に年金約 26,000 件、12 月に年金給付金約 16,000 件の金額改定に向けた作業、調査、金額改定作業をそれぞれ2か月間の間に行うこととなる。この変更処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

## 根拠法令等

生活保護法第 29 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表2の 26、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 19 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、浜松市、名古屋市、半田市、刈谷市、小牧市、交野市、小野市、高知県、長崎市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定期間に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定期通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っており、現場職員の負担となっている状況は一緒。標準化システムと年金機構から提供されるデータ連携が行えるようにし、現場職員の負担軽減を図る主旨に賛同する。

○本市においても、被保護者の年金及び年金給付金の金額改定に伴う生活保護変更決定処理を6月と12月に行っている。しかし、マイナンバーに基づく年金情報の一括照会により、日本年金機構等から取得したデータが複雑かつ情報量が多いもので、これを担当者が扱いやすい形式に毎回手作業で変えており、事務負担も大きい。この処理を簡便化することにより、担当者の事務負担軽減につながる。

○年金改定による収入認定額の変更処理については、改定後の年金受給額を対象者からの申告及びマイナンバーに基づく照会にて把握し、受給額を生活保護システムに入力する必要があるが、対象者は数百名に及んでおり、現業員の事務負担が増加していることから、事務の簡素化が求められる。

○被保護世帯のなかには年金改定期通知書を紛失や処分してしまうなど、収入認定の変更処理を行うための挙証資料の回収に現業員は膨大な時間と労力を費やしている状況である。

○本市でも、同様の状況のため、各種年金および年金生活者支援給付金の認定替処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

○受給者の中には、施設入所中、長期入院中、障害等の理由で年金改定期通知書の速やかな提出が難しい者が多くいる。そのため、年金改定期通知書の提出を省略できれば、受給者の負担の軽減になる。

○現況として、日本年金機構等から取得したデータを生活保護システムに取り込むことができない為、各ワーカーがデータを加工して対応している。提案の実現により、ワーカーの事務負担軽減やワーカーの転記漏れ防止などのメリットがあると考えられる。また、課題として、機能の追加によるシステム費用の増加が想定される。なお、本市では、令和6年3月31日現在、生保世帯数は1,779世帯、2,123名、うち、高齢者世帯は969世帯、1,019名である。

○年金改定期の時期には改定期通知書の收受、認定替えの処理など職員の事務負担が増大します。軽減を図る意味で積極的にゲートウェイの活用を促してはいますが基本は被保護者からの届出の義務となることから一定期間催告します。これに優先し日本年金機構からのデータと標準化システムとの連携、互換性が可能となれば相当の事務軽減になることは間違いないと考えます。

○当県も提案自治体と同様の状況である。生活保護システム標準化に、年金額の変更反映が対応できれば、事務負担が軽減され、処理日数の削減が見込まれる。

○現状として、マイナンバーの情報連携によりほぼ全ての被保護者の年金情報について照会し、生保システムに手入力している。

## 各府省からの第1次回答

標準化された生活保護システムに、情報連携にて取得した当該受給者の年金に関する情報を連携できるようにすることについては、生活保護システムと地方公共団体における統合宛名システム及び情報連携ネットワークシステム間の連携について整理する必要がある。特に、現状、提案のように、情報提供ネットワークシステムを経由して提供された情報について、生活保護システムへの反映にあたって、加工せずに直接取り込むことを想定した仕様とはなっていない中で、これら複数のネットワークやシステム間連携について、誤りやトラブルなく情報を取り込むことができるようにするためには、技術的に検討を要する点が多い。現状、生活保護システムの標準仕様書において、情報連携で得た情報を取り込めるような仕様となっていないため、他のシステムやネットワークとの連携を行うための接続部分まで確定させることは難しく、現時点で提案内容を実現することは困難と考えている。

なお、情報提供ネットワークシステムを通じて提供された年金情報を収入認定等に使用する際の具体的な情報項目の使い方・読み方含め、マイナンバー情報連携による情報照会の活用の具体的な方法について、令和6年4月26日の事務連絡「生活保護業務におけるマイナンバー情報照会活用促進マニュアル」の共有及び活用依頼について」によりお示ししているところであり、情報連携を活用した業務効率化を引き続き推進してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行、技術的な課題が多いことは認識しているが、システムに手入力しているため、ケースワーカーの負担は大きく、事務処理量も膨大なものとなっている。また一部の福祉事務所に偏った話ではなく、全国の福祉事務所にかかる提案である。全国的に生活保護システムの標準化を進めるなかで、年金事務所システムおよび生活保護システムの仕様について統一する絶好の機会であり、生活保護システムにおいて情報連携で得た年金データを取り込む機能や取り込んだ年金額を各月收入に自動で割り振る機能を付与する等、手入力作業を省力化できるよう、標準仕様書を変更し、反映させるべき事項である。この機を逃すと、双方の接続部分の大幅な改修の機会は当面訪れず、ケースワーカーの事務負担の解消の実現は困難になると考える。今後の生活保護行政を担い、支えるケースワーカーのためにも、積極的に検討していただきたい。

また、技術的検討を進めていただく際には、デジタル庁やシステムベンダからのヒアリングを実施し、実現可能性について具体的に検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【名古屋市】

本市においては、日本年金機構等から取得した年金データを生活保護システムに反映させる機能を実装済みである。

本市においては、令和2年度「生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業」補助金を活用したうえでシステム改修を実施し、マイナンバーを利用した情報一括照会により取得した年金情報を生活保護システムへ反映(自動で収入認定情報を作成)させる機能を実装済みである。

改修当初は年金情報の連携がうまくいかなかったこともあり、技術的に難しい面があることは承知しているが、数年稼働し運用も安定してきているため(一括照会による年金情報の取得率 97~99%)、当該機能の実装自体は可能であると考えている。

また、当該機能を実装することにより、現に職員の大幅な事務負担の軽減につながっているところであり、本市においてシステム標準化後に当該機能が使用できなくなると、大幅な事務負担の増加や年金反映方法の変更について被保護者への丁寧な説明が必要となる。

標準仕様改版の意見照会時などに再三にわたり当該機能の標準仕様への反映を求めているところではあるが、引き続き当該機能の実装に向けて前向きに検討をお願いしたい。

### 【特別区長会】

「現状、生活保護システムの標準仕様書において、情報連携で得た情報を取り込めるような仕様となっていない」とあるが、そもそも国が情報連携ネットワークシステムを利用して情報を取得するよう自治体に働きかけているにもかかわらず、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を盛り込まないことが問題であると考えている。

次回の改版時まで「技術的に検討を要する」課題を整理した上で、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を標準仕様書に反映すべきである。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めます。

### 【全国市長会】

国が情報連携ネットワークシステムを利用して情報を取得するよう自治体に働きかけているにもかかわらず、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を盛り込んでいないことが問題であるという意見が寄せられている。

## 各府省からの第2次回答

現時点で課題が多いと考えられることは1次回答でお答えした通りであるが、提案団体や同様の取り組みを既に行っている自治体の具体的なシステム設計などを踏まえ、技術的に可能であるか及び標準化すべきものであるかを検証し、その結果を踏まえ対応を検討することとしたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	95
(管理番号	95 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等

## 提案団体

神戸市、福島県、大阪府

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求める。

自治体が先行的に構築している標準化システム対象業務外の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準化システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。

また、施設管理プラットフォームの本格導入に当たって、保育施設の広域利用の請求事務に係る負担軽減のため、市外の施設の請求の承認等が可能となるようなシステム構築を求める。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

民間の保育施設への毎月の施設型給付費の算定については、国の通知で定義された加算要件が28種類も存在し、毎月各施設から提出される認定申請書は22種類にもわたることから、大きな事務負担となっている。当市職員は、年間約4,000件の問い合わせに対応し、各種申請の審査に年間約7,400時間を要している。

当市においては、独自に令和6年度から施設型給付費の自動算定機能等を備えたクラウドサービスを導入し負担軽減を図る予定だが、制度自体の簡略化が必要と考えている。

また、この独自のクラウドサービスについては、全国でも先行的であり、かつ汎用性の高いものだが、標準化されている施設型給付請求システムと密接に関連するものであり、標準化システムや施設管理プラットフォームとの連携、今後の標準化仕様書及び標準化対象業務の拡大等において支障が出る場合、構築した独自システムが無駄になる可能性がある。

現在、児童が居住する市区町村以外の保育施設を利用したい場合、市区町村間で受委託による利用調整を行い、市内に居住する子どもが市外の保育施設を利用する場合、保育施設が居住地の自治体に施設型給付費の請求を行う仕組みになっており、施設・自治体の間での確認・精算業務が大きな負担になっている。

### 【支障の解決策】

国は、保育施設や自治体の負担軽減を図るため、処遇改善加算の取得要件としていた賃金改善計画書の廃止や、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの整理・統合を進める方針を示しているが、これを着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合や、加算取得手続(申請書類)の簡素化・統一化についても早期に検討を行う。

国が今後導入する施設管理プラットフォームや標準化システムの検討に当たっては、先行自治体が汎用性のあるシステム構築を行っている場合、標準化システムとして採用、又は連携を可能とするなど、自治体独自システムを調査の上、先行自治体のシステムが無駄にならないよう配慮を行う。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準化システムを整備する際には、市外の施設情報の参照及び市外の保育施設からの請求内容の承認を可能とするなど、広域利用に対応したものとし、施設と自治体の負担を軽減する設計とする。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

各保育施設では、月々の定例的な申請作業について月平均 20 時間程度要している。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育施設職員と自治体職員の事務負担軽減につながる。

## 根拠法令等

子ども・子育て支援法、教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に用留守費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 5 年 5 月 19 日付けこども家庭庁成育局長文部科学省初等中等教育局長通知）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの認定および施設型給付費の額の算定にあたっては、加算が複数あるだけでなく、加算項目の追加や要件の変更などが頻繁に行われることで、市の事務負担のみならず、民間施設や業界団体からも制度の複雑化により事務が煩雑となっているとの意見が多く寄せられていることから、本提案に賛同するものである。

○当市においては、独自にシステムを構築するなどして施設型給付の事務を行ってはいないが、市内及び広域入所施設の請求・支払い事務にあたっては多大な事務負担となっている。とくに広域施設については、各市で加算認定を行っているため、加算内容の確認のため当該施設や施設のある各市町村に照会をかける必要が生じる。そのため、システム上で各施設の認定状況が確認でき、かつ請求額の確認ができるような標準のシステムの導入を求めらる。

また、処遇改善の加算認定に関して、賃金改善計画書の提出を不要とする改正がされたが、処遇改善加算はⅠからⅢまでであり制度が理解しにくいこと及び加算額がその年度の加算取得状況や職員構成によって増減するため、給付を受ける施設においても混乱を生じやすく、その問い合わせの対応について苦慮している状況である。

施設型給付の制度について、加算のあり方を早急に整理し簡素化するとともに、各市統一的に利用できるシステムの提供を検討されたい。

○当市でも処遇改善加算に係る業務が職員及び保育施設職員の負担が大きく、他の加算制度も整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化されることにより事務負担が軽減される。

また、現在、市と市内の保育施設で共通システムを使用し施設の請求の承認等を行っているが、全国共通のシステムとの連携が可能となれば、市外の施設からの請求の承認等も可能となり、事務負担が軽減される。

○各施設への給付費等の計算は独自システムを使用しているが、加算の種類が多く、確認に時間を要することから、大きな事務負担となっているところである。特に処遇改善等加算については、令和 6 年度から賃金改善計画書が廃止になったが、そもそもの制度が複雑であり施設からの問い合わせも非常に多いため、整理・統一について早急な検討が必要と考える。

また、国の標準化システムを構築するにあたっては、当市においても独自システムを使用しているため、導入にあたっては互換性等の配慮いただきたい。

○加算認定業務は、所管する施設数が多くなるとその業務量も膨大になる。特に、処遇改善加算の認定業務は複雑であり、保育施設職員へ制度や事務手続きについて説明し、理解してもらうことや問合せへの対応に多くの時間を要している。

○一本化の内容によっては市システムの改修が必要になることも想定されることから、制度設計を早急に示されることを併せて要望いただきたい。

○各加算項目については、種類が多かつ幼稚園、保育所、認定こども園で内容が一部異なるなど内容が煩雑であり、認定業務に時間を要している。また、処遇改善等加算について加算ⅠⅡが県、新たに創設されたⅢが市での認定となっているため認定業務が複雑となっている。なお、当市においても施設型給付費に係る独自の算定システムを導入しており、今後の標準化システム移行に伴った既存システムの取扱いについて危惧してい

るものである。

○当市においても処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱの申請事務の業務量は膨大である。処遇改善等加算はⅠ～Ⅲまであり、それぞれの加算実施内容が複雑かつ煩雑であるため、市内の民間保育所等からも制度の統一化及び簡素化を求める声が毎年度あがっている。当市には28園の民間保育所等があり、毎月の各園の雇用状況、加算取得状況確認後に施設型給付費を算定し、決まった月日までに支払いを完了する一連の業務量も膨大である。広域入所についても当市では、令和5年度は27名の広域入所委託児童がおり、50件以上の支払い事務を行っている。市外の保育施設の加算状況を確認し、金額の精査、支払い事務に少なくとも30分程度は必要な状況である。また受託している児童数は100名を超えており、委託元の市町村からの問い合わせ等の対応も必要である。広域入所にも対応したシステムが導入され、業務の軽減が図られること、処遇改善等加算の簡素化・統一化に期待する。

○処遇改善加算の整理・統合化を求める。

#### 各府省からの第1次回答

公定価格における処遇改善等加算の一本化については、第5回子ども・子育て支援等分科会(2024年2月19日)において、令和7年度に向けて検討を行う旨を報告しており、関係団体等からの意見を聴きながら検討することとしているが、他の加算制度の整理・統合等については、今後継続的に検討してまいりたい。

また、今後の施設管理プラットフォームの導入に当たっては、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、検討を行うこととしており、その中で、御指摘の論点も含め、検討することとしている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化については、公表されているとおり着実に進めていただきたいが、人員配置等の加算制度全般について、加算の種類が多さと要件の複雑さにより、保育施設及び自治体の双方に多大な事務負担が生じている現状を踏まえ、処遇改善等加算にとどまらず、他の加算制度の整理・統合についても、早期に具体的な方向性をお示しいただきたい。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準システムの仕様更改にあたっては、協議会等での議論に加え、先行して独自システムの導入を行っている自治体と十分に意見交換を行った上で、仕様やスケジュールを検討していただきたい。

併せて、広域利用について、保育施設及び自治体双方の事務処理が効率化できる施設管理プラットフォームの仕様となるよう前向きに御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

処遇改善等加算以外の加算制度全般についても、整理・統合の方向で見直しをお願いしたい。

また、今後新たに加算の種類を追加することで、加算制度がさらに複雑化・増加しないようにしていただきたい。施設管理プラットフォームが広域利用に対応したものとなるよう、「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」等での具体的な検討状況をお示しいただきたい。

また、加算に係る事務処理の負担軽減に資する機能を有するものとなるよう整備していただきたい。

施設管理プラットフォームがユーザーにとって使い勝手のよいものになるよう、地方自治体における独自システムの導入状況等の実態や意見を聴取した上で検討を進めていただきたい。

## 各府省からの第2次回答

処遇改善等加算以外の加算制度全般についての整理・統合については、各加算ごとに趣旨・目的が異なることから、慎重な議論が必要であると考えているが、今後仮に新たに加算の種類を追加する場合には、複雑化しないよう配慮してまいりたい。

施設管理プラットフォームについては、

・「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」の下にある「給付ワーキング・グループ」(令和6年8月1日)において、独自の申請支援システムを構築している先進自治体からヒアリングをするなど、御意見を伺っているところである。

・具体的な対象事務としては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の趣旨を踏まえ、まずは、給付に係る申請や公定価格計算、監査書類のやり取りといった自治体にとってニーズの高い事務から優先的に取り組むこととしている。その上で、広域利用対応については、プラットフォームを利用する自治体が一定程度増えてきた段階での実装を想定しており、中長期的な検討が必要であると考えている。

いずれにせよ、施設管理プラットフォームが地方自治体にとって使い勝手が良いものとなるよう、自治体に対して丁寧に説明を行い、ご意見をお伺いしながら、検討を進めてまいりたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	97
(管理番号	97 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

高校生等奨学給付金のオンライン申請における高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)との一体化等

## 提案団体

神奈川県

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

高等学校等就学支援金のマイナンバー利用開始に伴って、同支援金支給事務のため取得した税情報を高校生等奨学給付金支給事務に利用できるよう、制度の見直しを図ること。  
さらに、高校生等奨学給付金を申請するに当たって、申請者の利便性を考慮し、国主導となって高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)の申請と一体のオンライン申請システムを導入すること。  
加えて、申請者にとってわかりやすい制度にするため、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせること。

## 具体的な支障事例

高校生等奨学給付金の対象者については、高等学校等就学支援金の受給資格を有する者を前提としているなど、制度上両制度は密接な関係にあることから、国が主導となって一体となったシステムを構築することにより、地方自治体の財政力に関わらず、申請者の利便性を向上させることができるため。  
また、本制度は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るものであり、授業料支援制度である高等学校等就学支援金と一体となり、保護者等に案内がされているが、本制度は、「保護者等が在住する都道府県」に申請を行う一方で、高等学校等就学支援金は「生徒が在学する学校のある都道府県」に申請を行う制度となっており、両制度で申請先の都道府県が異なっている。これにより、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私学では、私立高等学校等や保護者等の手続等が煩雑になっており、見直しを求める声がある。特に各私立高等学校等においては、生徒の保護者等が在住する都道府県を確認し、個別に当該保護者等の在住する都道府県における高校生等奨学給付金制度を保護者等に周知する必要があると、手続が極めて煩雑となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

高等学校等就学支援金システムと一体となった、オンラインシステムを導入することで、高校生等奨学給付金での申請にあたって、申請者の利便性の向上とともに、支給事務の効率性も上がることが想定される。  
また、申請先を高等学校等就学支援金制度に合わせることで、申請者にとってわかりやすい制度となり、都道府県や私立高等学校等における事務の軽減にもつながる。

## 根拠法令等

高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第3条第2項  
高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱第3条第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、石川県、長野県、高知県、熊本市、宮崎県

○申請者が直接 WEB 上で申請することにより、個人情報に記載された書類の紛失などの事務リスクを軽減できる。また、WEB 申請にはマイナンバー等個人情報を取扱うため、機密性の高いシステム構築が求められ、単独でのシステムの導入や改修には高額な費用がかかる。

○奨学給付金については、申請先が保護者等が存在する都道府県であるため、当県の手続について全都道府県に対し周知を行っている現状がある。また、生徒と保護者等が当県に在住する場合には、手続に関する問合せは学校に一任することができるが、保護者等が当県外にいる場合には、担当課で問合せの対応をする必要があり、職員の事務負担の一因となっている。就学支援制度と窓口が一本化され、かつ、オンライン申請が可能となれば、申請者にとっても分かりやすく、都道府県・学校にとっても負担軽減に繋がる。

## 各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムで照会可能な情報は、情報提供等の記録を残し、情報の最新性を確保するため、一の申請者が高校生等奨学給付金の申請と高等学校等就学支援金の申請を行った場合、申請先が同一の都道府県であるか否かにかかわらず、情報提供ネットワークシステムを使用して照会すべきものとする。なお、これまで地方公共団体の独自利用事務として条例で定めることによりマイナンバーの活用が可能であったが、今年度の番号法令の改正により「準法定事務」として定め、来年6月以降のマイナンバーの活用を可能とする等、事務の効率化を図っている。また、高校生等奨学給付金の申請と高等学校等就学支援金の申請を一体化したシステムの構築について、仮にそれぞれの支給事務で内部利用するような形となると、上記の点や取得した特定個人情報もそれぞれの事務において管理すべきであることも踏まえると困難と考える。

また、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせることは、平成28年度に文部科学省が都道府県に対して行ったアンケートにおいて、保護者が在住する都道府県で給付することが望ましいとした県と、生徒が在籍している学校の所在する都道府県で給付することが望ましいとした都道府県はほぼ同程度であり、また他県からの通学する生徒が多い都道府県においては、自県の住民ではない者に対して県費を負担することは望ましくないという意見があった。このような状況も踏まえると、即時の制度変更は難しいと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

情報提供ネットワークシステムでの情報照会について、来年6月から準法定事務としてマイナンバーの活用が可能になるということだが、従来の独自利用事務としてのマイナンバーの活用と比べ、どのような点で事務の効率化が図られるのか、詳細について周知をお願いしたい。

高等学校等就学支援金事務処理要領(第13版)のQ14-6にて、「申請者が自己情報を提出した場合は、その税情報等を他の事業において流用することが可能である。」という規定がある。この規定に則ると、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)で自己情報が提出されており、申請者の同意も得ている場合は、高校生等奨学給付金(以下「奨学給付金」という。)を含め、他の事業での情報照会や、特定個人情報の取得も必要ないと考えられ、また、自己情報を提出した場合以外についても同様の取り扱いとすれば、一体化したシステムの構築も可能ではないか。

情報の流用が難しい場合、各支給事務において取得した特定個人情報はそれぞれの事務において管理するようにしながらも1つのシステムでそれぞれの申請は受け付けることができるよう一体化することは検討できないのか。

奨学給付金について、保護者の在住している都道府県に申請する制度となっていることから、全私立高校は、47都道府県の当該制度についての周知依頼を受けており、各私立高校より、「事務の煩雑さから、学校事務に支障を来している」との現場の声を多くいただいている。保護者からも「県外の高校に進学した場合、手厚い周知を受けることができなく、申請漏れのリスクがある」とのお叱りの声も多くいただいている。こうした制度上の支障により、「必要な支援が必要な方に行き届かない」ことのないよう、制度変更が必要である。

本制度は、法律に基づく就学支援金制度に所得制限を導入する際、その財源を活用して国主導により創設されたものであり、全国一律の対応を都道府県に求めている以上、「自県の住民でない者に対して県費負担が生じることのないよう」な制度設計を国が検討すべきであり、文部科学省の回答は制度変更が難しい理由には当たらない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【千葉県】

全国統一形式で、高校生等奨学給付金のオンライン申請を可能とし、就学支援制度のシステムと一体化することは、申請者の利便性向上や、各都道府県の事務的・経済的負担の軽減の面から、大変有益なものである。一体化が困難な理由として、一の申請者であっても申請ごとに情報提供ネットワークを使用すべき、また特定情報も申請ごとに個別に管理すべきとの回答だが、一体化したシステムの中でも、申請内容ごとにデータを照会・管理することは可能であり、申請者にとっては、入口部分において、マイナンバー等を除く申請者情報の入力が一度で済むほか、職員にとっても窓口の統一化などで事務負担の軽減が図られるなど、メリットが大きいと考えられる。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

### ○準法定事務について

独自利用事務の場合、地方自治体において条例を定める必要があったが、この度、高校生等奨学給付金(以下「奨学給付金」という。)等を準法定事務の1つとして規定したことにより、条例を定めずともマイナンバーの利用や連携が可能となった。

マイナンバーを利用しない場合には、認定にあたり申請者から、申請書の他、課税証明書(又は非課税証明書)、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書、健康保険証等の写し等を提出いただき、それらの書類を管理する必要があった。このため、条例を定めずマイナンバーを利用等できることは、一定の事務効率化の効果があると考えられる。

提案団体である神奈川県においては、既に条例を定めていると認識しているが、まだ定めていない自治体においては、条例を定めずマイナンバーの利用や連携が可能となるため、事務負担の軽減となることを期待している。

なお、このことについては、既に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)」(令和6年5月24日付け第276号・総行住第77号・総行マ第63号)により都道府県宛に周知されているが、奨学給付金等の修学支援制度について、9月を目途に都道府県等に対してより詳細の通知を発出する予定である。

### ○特定個人情報等の利用・流用について

行政機関がマイナンバーや特定個人情報等を扱う際には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等や法令に基づく、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」に則って行う必要があり、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という)や奨学給付金の事務にあたっては、法令やガイドラインを遵守して事務を遂行する必要があると考えている。

### 【就学支援金の判定方法と情報の取得について】

就学支援金の判定においては、市町村民税情報(課税標準額、調整控除額等)(以下「税情報」という)により、法令で定められた算定式に基づき「算定基準額」(※1)を算出し判定することとしており、算定基準額が304,200円未満である場合に受給権者として判定される。

※1 算定基準額＝課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額

申請者が税情報を提出するには、高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「e-Shien」という)で個人番号を入力し、認定権者である都道府県等が個人番号をもとに情報提供ネットワークシステムを経由して市町村に税情報を照会する方法(以下①に対応)、申請者がe-Shienでマイナポータルとの連携により自らが取得した税情報を提出する方法及び申請者が課税証明書を文書で提出する方法(以下②に対応)がある。

①就学支援金事務により取得した特定個人情報や個人番号により照会した税情報等

都道府県が、就学支援金事務により取得した特定個人情報や個人番号により照会した税情報等については、事務処理要領のとおり都道府県事業の事務において流用することができないが、税情報等そのものでなく、就学支援金の支給の判定結果(判定に用いる算定基準額を含む)は流用できる。

②申請者が提出した自己情報(税情報)

申請者自らが、マイナポータルとの連携や課税証明書により取得した自己情報を提出した場合は、その税情報等を他の事業において流用することが可能である。

なお、①、②の流用を行う際は、当該情報を他の修学支援事業等に利用することについて、保護者等から予め同意を得るなど、各都道府県の個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に取扱うことが前提である。

なお、就学支援金の申請のほとんどは①によって行われていると認識しており、税情報そのものを流用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等や法令に基づく、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」上との関係では難しいと考えられる。

【奨学給付金の判定方法について】

奨学給付金の判定(※2)は、就学支援金とは異なる基準(※2)により行われていることから、就学支援金の判定に用いられる「税情報(課税標準額、調整控除額等)」と奨学給付金の判定で用いられる「税情報(所得割額)」は合致しておらず、全ての生徒について流用が可能な情報のみで奨学給付金の判定を行うことは難しい。なお、奨学給付金の判定において道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を用いているが、これは就学支援金の算定基準額と異なり、事務局において計算することなく課税証明書上の記載内容のみで判定可能であるという事務的簡便性も考慮したものである。

※2 以下のいずれかに該当する場合に奨学給付金の対象となる。

- ・保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円の世帯
- ・生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯

○システムの一体化について

情報の流用を前提としたシステムの一体化と、情報の流用ができない場合のシステムの一体化の2つの提案をいただいているが、情報の流用を前提としたシステムの一体化については、前述の「特定個人情報等の利用・流用について」で記載した通り、情報の流用の実現可能性やメリットがないと考えられることから、システムの一体化の効果はあまりないと考えられる。

また、情報の流用を前提としないシステムについては、情報の流用ができないのであれば、e-Shien と奨学給付金の申請システムを別々に構築することと同義であると認識している。

なお、もし都道府県において、奨学給付金事務のために申請者のマイナンバーを得たり、特定個人情報を得たりする場合、奨学給付金は都道府県事業であるため、特定個人情報を利用・管理する者とは別の者(例えば国)が構築したシステムにおいて情報を管理することは、管理体制や責任の所在等の観点から適切であるとは言い難いと考えられる。これについては、例えば、就学支援金と奨学給付金の申請に共通する情報を管理するシステムを別の者が新たに構築した場合も同様であると考えられる。

○制度設計について

就学支援金は、法律に基づいて国が要件等を定め、法定受託事務として地方自治体等が実施する制度となっているが、奨学給付金は、都道府県が実施する事業に対して国が補助しているものでありスキームが異なっている。また、就学支援金制度は、生徒が支払うべき授業料に対する支援であり、当該就学支援金を学校が代理受領する仕組みとなっている。その際、生徒が学校に支払うべき授業料債権の全部または一部を支援することから、その目的を確実に果たせるよう、当該生徒が通学する学校設置者を通じて学校が所在する都道府県等に申請することとしている。

一方、奨学給付金は、生徒の保護者が負担する授業料以外の教育費に対する支援であり、当該保護者が居住する都道府県等に申請するものである。

このとき、都道府県の境を跨いで通学している生徒等については、奨学給付金が当該都道府県に在住している者の住民税により運営される都道府県事業であることから、現行において、申請者(保護者等)が居住している都道府県に申請する仕組みとすることによって、自県の住民でない者に対して県費負担が生じないような制度設計としている。申請先が異なることによる学校の事務負担や保護者への周知不足については、文部科学省においてよりよい改善方法を検討したいと考えている。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	102
(管理番号	102 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

就学支援事務におけるマイナンバー情報連携の円滑化

## 提案団体

兵庫県

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

就学支援事務におけるマイナンバーを利用した課税状況確認事務の円滑化のため、自治体中間サーバー(データベース(DB))への税情報の速やかなデータ反映が可能となる運用を行うこと  
(例:市町村により混在しているデータ反映のための日次処理と月次処理を日次処理に統一等)

## 具体的な支障事例

### 【現状・具体的な支障事例】

高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費等の各就学支援制度では、保護者等の課税状況で認定可否の判定を行うため、(A)課税証明書等の提出書類、(B)マイナンバーを利用した税情報照会のいずれかにより保護者等全員の課税状況確認を行っている。マイナンバーカードの普及に伴い、当県での確認(年間約200,000件)対象となる保護者等の多くが(B)による申請である。

所得が無い場合、課税証明書取得の際にはその旨の申告が必要であり、マイナンバー利用による税情報の確認を行う場合も同様に、所得が無い旨を市町村窓口で申告する必要がある。そのことは、各支援制度の申請案内の際に留意事項として保護者等に周知しているが、市町村窓口で課税証明書を取得する場合は、所得が無い旨の申告がまだでも窓口で確認がなされる一方、マイナンバー利用の保護者にとっては、市町村窓口での所得が無い旨の申告のみの手続は漏れやすく、それが照会エラー(年間約2,000件)の原因の大半を占めている。

未申告エラーの場合は、①市町村に照会しエラー原因が所得未申告と判明、②保護者等に市町村窓口での申告を依頼、③申告内容がDBに反映して初めて課税状況が確認可能となるが、各市町村税務システムからDBへの反映処理に要する時間の差が大きい(月次処理と日次処理の混在が主な要因と考えられる)ため、エラー解消に時間を要し、円滑な審査事務の支障となっている。

その結果、審査期限までにエラー解消ができない見込みである場合は、改めて保護者に連絡し(B)から(A)への変更を依頼せざるを得ない。その場合、自治体においては保護者等への連絡・依頼等の業務増となるとともに、保護者等においてはエラー解消に必要な申告を行ったにもかかわらず、さらに課税証明書の取得・提出まで求められることとなり、負担となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村の税務システムからDBへの税情報の速やかなデータ反映が可能となることで、就学支援制度の審査

事務の効率化が図られ、職員の負担軽減及び事務の円滑化につながる。  
また、保護者等にとって、マイナンバー利用による課税証明書の取得・提出の省略が更に徹底されることとなり、負担軽減となる。

#### 根拠法令等

—

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、秋田県、栃木県、千葉県、東京都、川崎市、長野県、三重県、京都府、守口市、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県

○当県でもマイナンバー利用申請の増加に伴い、同様の照会エラーが増えており、正しい税務情報が反映されるまでに時間を要することによる審査事務の支障は発生している。

○保護者等による市町村窓口での申告に係る DB への反映に時間がかかるため、審査期限を考慮して未申告エラーの場合は課税証明書の提出を依頼することとしており、マイナンバーの利点が生かせていない。

#### 各府省からの第 1 次回答

個人住民税情報による所得確認が必要となる事務については、貴県にもご協力いただいているとおり、関係機関においても、事前に必ず個人住民税の申告を行っていただくことを周知いただくことが重要と考えています。その上で、個人住民税に係る副本データについては、正本データが確定又は登録(更新)された日の翌々開庁日の業務開始前までに、自治体中間サーバーに副本データを登録(更新)することとされております。なお、納税者等から申告を受け付けてからの処理に要する期間は、地域の実状等に応じて各地方団体において決定されるものであり、国において統一的な処理期間等を設けることは適当ではないと考えます。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

高等学校等就学支援金等の各就学支援制度では、保護者等の課税状況で認定可否の判定を行うため、所得が無い場合でも、学校への申請前に市町村窓口でその旨の申告を行っていただく必要があることを、保護者に対し入学説明会で説明しているほか、毎年度の申請案内の際にも依頼文書を配布する等、十分周知に努めているところだが、特に所得が無い場合の申告はオンライン申告が可能な市町村の増加により利便性が高まっていること等も合わせ、より一層の周知に努めていきたい。

なお、高等学校等就学支援金については、文部科学省がマイナポータルによる「自己情報取得 API」連携機能を備えたオンライン申請を推進しているところだが、当該オンライン申請を保護者が円滑に利用するためには、①所得が無い場合でも申請前に個人住民税の申告が必要であることに加え、②申告した税情報がオンライン上(自治体中間サーバー)の税情報に反映するには一定期間が必要なこと、③税情報が反映されない間は申請ができないことを保護者に認識して頂くことが不可欠と考える。その点を周知するうえで、税申告からオンライン申請可能となるまでに必要な期間の目安を保護者に示すことが出来れば、保護者にとって申請(申告を含む)の具体的な期限を把握しやすくなり、周知の効果も高まると考える。

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の動きに合わせ、現在のマイナンバー利用による税情報の確認作業の効率化及びオンライン申請のさらなる活用による保護者等の利便性向上に不可欠な、「申告した税情報がより迅速に自治体中間サーバーへ反映」される運用の検討を改めて求める。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積

極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

高等学校等就学支援金等の各種支援制度については、自己情報取得 API を活用したオンライン申請を推進するなど、利便性の向上や事務手続の簡素化等を図ってきたところです。第1次回答のとおり、事前に個人住民税の申告を行う必要があることの周知が重要であり、オンライン申請など様々な機会を通じて地方団体とも連携しながら当該周知に取り組んでまいります。

また、さらなる利便性の向上や地方団体の業務効率化等に向けて、個人住民税においても eLTAX 及びマイナポータルを活用して電子的に申告する仕組みを導入するとともに、申告情報を取り込む機能を標準仕様書に追加するなどの取組を行ってまいります。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	137-1
(管理番号	137 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し

## 提案団体

城陽市

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断について、「学校保健安全法に準拠」するのではなく、未就学児については「各年齢(月齢)に応じた検査項目」を新たに定めることを求める。

又は、必ずしも学校保健安全法に規定する検査項目の全てを実施する必要がなく各児童の発達状況に応じて適宜検査を行うことを推奨する旨を明示することを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされている。

### 【支障事例】

学校保健安全法に規定する健康診断について、視力及び聴力検査が項目として定められているが、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に当該検査を有効に実施することが現実的に困難である。小学生以上の児童に実施するのと同じの検査方法・検査項目は、「見える・聞こえる」を自身で意思表示することを前提としており、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対して有効に検査することができない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市管内の保育施設から、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対する視力・聴力検査の有効性に対する疑義や保護者に医学的に信ぴょう性のある検査結果を伝えることの困難性の解消、職員の負担軽減を求める意見が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所等で実施する健康診断の有効性の向上、及び保育所等の職員の負担軽減に繋がる。

## 根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第17条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条、学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大阪市、羽曳野市、広島市

○当市においては、保育所等における児童の健康診断について、学校保健法に準拠しつつ、検査健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情であり、保育所等における健康診断について、学校保健法に準拠した全ての項目の検査を行うことが未就学児、特に乳児及び低年齢の幼児に対して有効であるのか疑問が残ることから、提案に賛同する。  
○尿検査についても、自治体間で対象年齢等にばらつきが見られ、必要性の判断に苦慮するため、提案内容に賛同する。

## 各府省からの第1次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実態調査にあたっては、実施の有無にとどまらず、有効な健康診断が実施されているかという観点から把握されたい。また、基準で定められた健康診断の各項目について、科学的見地から乳児及び低年齢の幼児に対する有効な診断が実施可能であるかの検証を実施されたい。  
学校保健安全法に規定する健康診断に準じた健康診断の実施は、法令により基準として定められているものであり、指導監査での確認項目ともなっていることから、どの検査項目を必ず実施する必要があるのかを通知等で早期に明確にしていきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討していく旨の発言があったが、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断の円滑な実施を図る観点から、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を、関係団体の協力を得ながら、令和6年度中に実施した上で、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえ、各施設における健康診断として実施可能な具体的な考え方を、早期に示すこととする。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	137-2
(管理番号	209 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等

## 提案団体

奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や同様の内容が規定されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すとともに、幼稚園児や小児(3～5歳児)と同様に実施することが困難な乳児期や低年齢の幼児期(0～2歳児)における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示すよう求めるもの。なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診との関係を踏まえて検討いただきたい。

## 具体的な支障事例

保育所等における児童の健康診断については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等で、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定されているが、それ以外の明確な規定がない。

そのため、県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」と言った声が寄せられており、対応に苦慮するケースがある。

特に0～2歳児は、そもそも実施困難な検査項目(視力検査、聴力検査、尿検査等)があるが、保育所等での健康診断の実施方法について具体的に示されたものはなく、「実施が難しい場合は省略可能」などの通知もない。また、健康診断の実施状況は指導監査の項目となっているが、0～2歳児が全ての検査項目を実施していなかった場合、監査をする職員によって指導内容に差が生じており、保育所等から苦情が出ている。

年齢に応じた実施可能な健康診断の項目を定め、全国一定の基準によって指導監査を実施する必要がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」と言った声が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立園における適切な健康診断の実施及び私立園に対する適切な指導監査の実施に寄与する。また、適切な健康診断の実施を通じ、児童の健康福祉の増進が図られる。

## 根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条  
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第17条  
学校保健安全法第13条  
学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、羽曳野市、広島市

○保育所等における児童の健康診断の内容については、「学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定」されているが、それ以外の明確な規定がないため、本市では、健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情である。また、指導監査についても、現場の混乱を避けるため、乳幼児の発達段階に配慮した形で全国一律の基準により行うことが望ましいと考えるため、提案に賛同する。

## 各府省からの第1次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所等での児童の健康診断における、学校保健安全法等に準じて行わなければならないとされている検査項目（視力検査、聴力検査、尿検査）について、0～2歳児には同施行規則に準じた検査方法での実施が困難であるにも関わらず、基準上許容される具体的な検査方法の呈示ができず、対応に苦慮している。児童の年齢に応じて有効な診断ができ、かつ、現場の負担や混乱が生じることのないよう、実施方法や実施手順など、より具体的に健康診断の内容を示していただきたい。  
また、保育所等において年に2回健康診断を実施しなければならない理由を示していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討していく旨の発言があったが、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断の円滑な実施を図る観点から、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を、関係団体の協力を得ながら、令和6年度中に実施した上で、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえ、各施設における健康診断として実施可能な具体的な考え方を、早期に示すこととする。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 文部科学省 第2次回答

整理番号	139
(管理番号	139 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

非課税年金勘案の事務処理におけるマイナンバー情報連携の明確化等

### 提案団体

今治市、川崎市、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

### 制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

厚生労働省課長通知により、「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知すること。  
その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること。

### 具体的な支障事例

当市において、介護保険負担限度額認定事務(介護保険法第51条の3:特定入所者介護サービス費の支給)における、非課税年金情報の取得については、厚生労働省課長通知(Ⅱ非課税年金勘案の事務処理)に記載する事務処理方法にて行っている。転入者等の限度額認定を行う際は、転出前の自治体へ紙媒体で照会を行っており、回答までに、おおよそ1~2週間かかっている。また、申請者が同一年内に複数回転居をしている場合は、複数の自治体に対して照会する必要があり、認定までに更に時間を要する。  
行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(別表第二の94)において、「市町村長(情報照会者)は、日本年金機構又は共済組合等(情報提供者)に対して、年金給付関係情報であって主務省令で定めるものを取得できる」とされていることから、厚生労働省課長通知(Ⅱ非課税年金勘案の事務処理)にマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化していただきたい。その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式(年金照会画面に「非課税年金情報」の項目を追加するなど)に改めていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーの情報連携が可能であることを明確化することにより、事務の効率化を図ることができる。  
また、限度額認定までに要する期間を短縮できることから、認定が下りるまでの期間に認定予定者が住居費等を立替える期間が短くなる。もしくは、認定結果が出るまで入居する施設側が住居費を請求しない期間が短くなる。

### 根拠法令等

・厚生労働省老健局介護保険計画課長通知(令和3年7月5日)

#### 【その他関係法令】

- ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号 (別表第二の 94)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 47 条第 16 号

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、上尾市、流山市、八王子市、松本市、浜松市、名古屋市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、那覇市

- マイナンバーの情報連携では、年金保険者ごとに4～3月分の年金額が確認できるが、判定には1～12月分を計算し全ての非課税年金を合計する必要がある。国民健康保険団体連合会を經由して送付されている非課税年金情報のように照会すると必要な情報がそのまま確認できるように改めていただきたい。
- 照会・回答に時間や手間がかかっており、改正により認定までの期間短縮及び事務の効率化を図ることができる。
- 紙媒体での照会となるため、認定までに時間を要す。
- 既に高額介護サービス費や介護保険料等では転入者の所得について介護保険システムでマイナンバー照会を活用している。
- 転出前自治体への非課税年金受給に関する照会及び決定の事務に時間を要している。毎年8月の負担限度額認定に関する有効期間更新事務を行う時期は、照会件数が増えることから照会・回答を行うそれぞれの自治体担当者の事務負担も大きい。

#### 各府省からの第1次回答

特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務については、御指摘のとおり、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び下位法令の規定によって番号利用事務とされており、法令上、マイナンバーを活用した情報連携は可能である。その上で、御提案のうち「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知することとの指摘については、まずは現行のデータ標準レイアウト(様式B-064)に基づく情報連携によって特定入所者介護サービス費に係る審査が十分に実施できるかについて精査を行うこととし、当該精査を踏まえ周知について検討を進めてまいりたい。

また、御提案のうち「マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること」との指摘については、その趣旨を「各実施機関が支給している非課税年金の合計額を、データ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」と捉えた上で、まずはその実現が市町村・実施機関(日本年金機構、共済組合等)においてシステム面、費用面等の観点から可能であるかについて、市町村・実施機関等の関係機関と検討を行ってまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答において、「…審査が十分に実施できるかについて精査を行うこととし、当該精査を踏まえ周知について検討を進めてまいりたい。」「システム面、費用面等の観点から可能であるかについて、関係機関と検討をおこなってまいりたい。」とあるが、本提案における支障解決については前向きに対応いただけるという認識ですが、よろしいでしょうか。また、その場合、具体的にどのようなスケジュールで検討予定であるのかを御教示いただきたい。

本提案の実現により、行政事務の効率化及び住民の利便性向上に資すると考える。令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における重点課題(P6)として挙げられている「人口減少及び労働力不足(リソースの逼迫)」において、労働力が不足し公共サービスが維持できなくなることが懸念されており、業務改善による効率化が求められている。また、重点課題に対応するための重点的な取組(P10)の「(1)デジタル共通基盤構築の強化・加速」においては、行政関連手続きについて、紙や訪問・対面等が介在する余地をなくし無駄・不便を徹底して除去していくとされており、マイナンバーカードは一人一人に最適化された利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために重要な基盤である(P10)と記されていることから、デジタル社会の実現に向けた取組推進においても本提案の実現は必要不可欠であると考えます。

追加共同提案団体から示されたように、介護保険負担割合、高額介護サービスや介護保険料等では、既に転入者の所得を介護保険システムでマイナンバー照会を活用していることから、本提案に係る事務においてもマイナンバーによる照会が可能となることで多くの自治体において作業の効率化が実現できる。全ての業務を一体的にマイナンバーで照会ができるよう是非前向きに検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【ひたちなか市】

マイナンバーの情報連携により「非課税年金情報」の把握が容易になれば、事務の効率化の観点からみると効果は大きい。しかし、導入にコストに係る場合には、費用対効果を考え、財政部門等、関係機関と調整のうえ、国の動向に合わせて実施を検討する。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

本提案の支障解決に向け、前向きに検討していきます。  
その上で、まずはシステム面、費用面等の観点について確認し、実現可能な解決方法について検討した上で、対応スケジュールをお示ししていきたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	153
(管理番号	153 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

地方教育費調査における調査項目の簡素化

## 提案団体

茅ヶ崎市

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)について、調査項目を集約化するなど、簡素化を求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

本調査は、学校教育活動のための経費、社会教育活動・一般行政事務・教育委員会運営のための経費、教育に係る収入等の区分によって記入する帳票が異なり、さらに各帳票の中でも細かな項目ごとに数値を積算し、報告をしなければならない。

### 【支障事例・制度改革の必要性】

本調査への報告にあたっては、地方公共団体の決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計する必要がある。地方公共団体の決算科目と調査の項目が一致しないことから、該当する全ての支出・収入について精査が必要となっている。さらに、報告前のエラーチェック対応により、前年度との増減比率等によっては理由を付して報告が必要となり、都道府県によっては別途市町村に増減理由等を報告するための帳票を提出させることでエラーの発現等に備えるなどの対応をしており、地方公共団体の負担となっている。加えて、報告後も疑義照会が3、4回行われることがあり、職員の負担となっている。こうした一連の作業を合算すると10~20営業日程度の時間を専ら調査のために費やしていることから、多額の人件費が必要となっている。

また、同じ性質の支出であっても規模によって計上する項目が異なるなど、どの項目に計上するか判断が難しく、担当者によって判断の揺れがあることが否めず、正確な数値の報告ができていない可能性も多分に考えられるとともに、誤計上が生じやすい状況となっており、非効率な事務処理の要因となっている。

なお、個々の財務伝票の処理時に、本調査の実施を見込み、あらかじめ振り分け作業を行うことも想定されるが、数多くの処理に合わせてこの作業を行うことは非効率であり、毎年説明書が更新される中では、効果を望むことが難しい。

### 【支障の解決策】

例えば旅費について、教員や教育補助員の旅費は「教育活動費」に、事務職員の旅費は「その他の管理費」に振り分けて再計算する必要がある。本調査の調査項目を、地方公共団体の財務の実態に則して集約化することや、旅費や修繕費などについては、その内容にかかわらず同一項目での報告とすることなど、簡素化をすることで、支障が解決すると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び市町村双方で本調査への回答作業に要していた多くの時間を、教育環境の整備に充てることが可能となる。

## 根拠法令等

地方教育費調査要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、花巻市、海老名市、長野県、半田市、豊田市、小牧市、大治町、三重県、大阪市、兵庫県、岡山県、広島市、高松市、高知県、大村市、熊本市、八代市、宮崎県

○提案内容に加えて、本調査の分析にあたっては、各学校及び幼稚園に対して予算の支出目的について「教育活動費」や「補助活動費」によるものか支出項目（消耗品費、修繕料等）ごとに教育委員会から照会を行い、各学校ごとに分析を行い回答を取りまとめている。調査項目が簡素化されることで、学校の事務負担削減にもつながる。

○当市では、財政部局の地方財政状況調査（決算統計）のデータや人事課の人件費の詳細などをもらい、データ加工し算出しており、おおむね7～10営業日程度の作業時間がかかり、多くの時間を要している。煩雑な調査内容による支障事例としては、例えば、人件費において、本務・兼務・事務職員・その他など詳細な区分ごとに計上する必要があり、また、学校基本調査と本調査の「兼務教員」の定義が異なる（学校基本調査では非常勤の講師は勤務時間の長さによらず、兼務者として扱うなど）ことなどもあり、作業時間や確認時間を費やす一因となっている。

○提案団体の茅ヶ崎市も支障事例として挙げているとおり、本調査の報告には決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計する必要がある。決算科目と調査の項目が一致しないため、該当する全ての支出・収入について精査が必要となっており、当市においても20営業日以上時間を本調査のために費やしている状況である。これは、事務負担軽減としてすべての自治体が望むものであり、地方教育費調査項目の集約、簡素化が調査に支障がないのであれば、ぜひ項目の見直し等をお願いしたい。

○当県においても、地方公共団体の決算科目と地方教育費調査の調査項目が一致しないために、該当するすべての支出・収入について精査を要したり、報告後の疑義照会により職員の負担となっている。また、地方教育費調査においては対象外とされる数値もあり、その除外の適否から疑義照会の対象となるケースについても、文部科学省と市町村との間で連絡調整に時間を費やす要因となっている。

○当市においても、本調査報告にあたり、決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計しており、該当支出・収入項目の精査や報告前のエラーチェック対応等事務負担が生じている。加えて、報告後も疑義照会が3、4回行われることがあり、職員の負担となっている。同性質の支出でも規模によって計上項目が異なるなど、その判断は当該年度の担当者によって差異が生じやすく、非効率な事務処理の要因となっている。本調査項目を、地方公共団体の財務の実態に則して集約化するなど、効率化していただきたい。

## 各府省からの第1次回答

調査項目の集約は、支出した経費の性質に基づき調査・集計を行うという本調査としての意義を損なうことに加え、国立・公立・私立の各学校にかかる経費の並びを見ることにも支障を来すところである。また、例示であげられている「修繕費」については、広く一般的な会計処理においても、本調査と同様にその内容によって消費的支出・資本的支出として取り扱っていることから、これを常に同一の区分とすることは、経済分析の観点からも本調査の意義を損なうものである。よって、現在の調査項目についてこれ以上の集約・簡素化に対応することは困難である。

なお、システムを用いたエラーチェック等、データの審査等を適切に実施することは、統計として必要不可欠であり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定 第三期基本計画）においても求められている事柄である。回答の際、システム上やその後の照会において回答を受けても、事実誤認や記述の内容が判然としない等の理由で再照会を要するケースもあるため、照会の必要性についてご理解いただくと共に、照

会事項について適切にご回答いただくようご協力をお願いしたい。  
※本調査における区分「本務教員給与」と「兼務教員給与」の違いは、当人が本務者か否かによるものであって勤務時間の長短ではないため、支障事例の記載は明らかな事実誤認である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回のご回答について、地方教育費調査が統計として必要不可欠であることについては一定の理解。  
一方、本提案でも依頼したとおり、現行調査が前時代的な手法による非効率な手法で実施されていることは事実であり、効率性のみならず、統計資料の正確性、重要性を損なっている。調査方法については、自治体のみならず御省においても業務効率化に大きな改善の余地があると思料。調査方法の集約化・簡素化・システム化等により、統計資料の精度を向上させるとともに、再照会の回数も減り、各現場の働き方の見直しにもつながるもの。  
特に、学校等各教育施設においても使用可能な通常の会計処理と併せて自動的に統計集計できる統一的なシステムツールの導入や、通常の会計業務から統計集計までの正確かつ効率的な業務プロセスなど好事例の横展開及び業務プロセス共通化について、早急に御検討をお願いしたい。  
まずは、都道府県及び市町村で本調査へ多大なる労力を費やしている現状を御理解いただくとともに、教職員の働き方改革を進めていくうえでも上記事務の効率化、デジタルツールの活用が必要不可欠であるため、改めて見解を伺いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【海老名市】  
調査項目の集約にあたり、調査の意義が失われる旨の主張をされているが、そもそも、これだけの労力をかける調査の意義があるのかについて説明されたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

本調査としては、必ず伝票・明細から振り分ける手法を求めているわけではなく、どのような手法をもって回答を行うかは回答者側の選択となっている。仮に伝票・明細からの振り分けを選択するとしても、当該自治体の会計実務等の実情に合わせてそのような手法を要する項目・要さない項目を精査することにより、範囲を限定し、事務負担を軽減することは可能である。  
また、回答するにあたり必要な会計情報については、一般的には各自治体における会計システムによって処理がなされデータとしての抜き出しが可能であると考えられるため、紙の伝票・明細ではなく、効率的な手法として電子データによりその情報の確認・集計が可能と想定される。  
しかし、自治体ごとに導入している財務会計システムが異なることや、会計処理判断等が異なることから、全国的にはデータ形式・情報量・予算科目等への分類判断などが統一されたデータとなっていない。また、通常の会計処理のみを想定したデータには、「本調査の項目と紐づけられる内容」がプログラムによる処理可能な形で含まれているとは限らない。  
よって、それらを調査回答用に一律集計する統一的なシステムツールの導入やプロセスの共同化は現実的ではない。  
(なお、当初提案における毎年手引きが更新されることが要因で事前の振り分け作業を行うことができないとの指摘について、令和5年度地方分権提案への対応を含め、近年では回答に際してわかりやすいように手引きの記載方法を工夫してはいるものの、定義変更そのものは特段行っていないことを申し添える。)  
以上により、むしろ、各自治体の状況を踏まえた Excel など既存の汎用ツールや手順の工夫が適切かつ効率的と考えられ、会計処理における伝票計上時の振り分け処理もその工夫のうちの一つである。提案団体等がそうした工夫に積極的に取り組まれるのであれば、当方としても支援したい。  
まずは各自治体の予算・決算について精通され、本調査の項目と対比いただくところからと考えるが、そこで対比や振り分けについてご相談があれば、当方から回答・助言を行うことは可能である。そのような取組は、各自治体の本調査に係る事務負担の軽減につながると考えられる。さらに、上記の内容に加え、再照会に係る事務の低減につながる工夫が考えられる。1次回答のとおり、調査回答後の審査においても事実誤認や記述の内容

が判然としない等の理由で再照会を要するケースが散見される。手引きをよくお読みいただき、自動エラーチェックを含む各種照会内容に対し適切な回答をしていただくことで照会を要さなくなったり、照会回数が減ったりし、負担が軽減されるものと思料する。手引きに記載している内容ではあるものの、各自治体からご相談があれば、再照会を要しないような回答方法のポイントについて助言を行うことは可能である。

最後に、調査の意義については令和5年度地方分権改革提案募集において回答・対応を行っているため、そちらを参照されたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	163
(管理番号	163 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

学校教育法施行令第9条第2項に基づく区域外就学に係る協議の簡略化

## 提案団体

中核市市長会

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

学校教育法施行令第9条第2項「市町村の教育委員会は、(中略)協議するものとする。」とあるのを、「市町村の教育委員会は、(中略)通知するものとする。ただし、家庭環境等の特別な事情により、受け入れる学校や児童・生徒への配慮の必要性がある場合は事前協議をするものとする」に改める。  
DV 事案等事前協議を要する場合や万が一疑義がある場合等については、市区町村が同一ルールのもと事務処理を行えるよう、全国的に統一した事務要領・判断基準等を示されたい。

## 具体的な支障事例

現在、区域外就学を行う場合、学校教育法施行令第9条第2項「市町村の教育委員会は、…(省略)…、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。」との規定に基づき、就学校の存する市区町村と住所の存する市区町村との間で協議を行っている。  
しかしながら、就学校の存する市区町村からは、予め「承諾する」旨を印字された回答書を協議書と同送り、住所の存する市区町村は、日付記入や公印押印をして返信するだけの事案が大半を占めている。また、DV 等特殊事情を抱えた家庭の児童生徒については、実務上関係機関での事前調整がなされているため、儀礼的に事前調整後の協議書への回答として、承諾すると回答している。  
回答側からの承諾を待っている間、当該校へ発出する児童生徒の異動に係る通知に時間を要したり、年度末に重なれば承諾待ちによる未完結事案の件数増加に繋がったりし、協議に係る事務処理以外においても事務処理に支障が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

就学校の存する市区町村（協議打診側）は、通知のみで対応可能となり、回答書類の受付事務処理を省略可能。  
住所の存する市町村（打診を受け、回答する側）は、收受のみで対応可能となり、回答のための事務処理、郵送代、書類の管理経費を節約可能。  
受入校や児童生徒への配慮が必要となる DV 避難事案等は、当該市区町村間で事前調整を行うことで協議書・回答書のやり取りなく対応可能。  
通知受取後に学籍異動日等の調整を要する場合も、その都度当該市区町村間で個別調整をすれば対応可能である。

以上より、簡略化した協議を原則とすることで、行政の効率化が図られる。

なお、1つ1つの事務としては軽微なものであり、一市としては大きな節減効果があるとは言えないかもしれないが、積み重ねると大きなものとなる。また、全国同じ法律のもと業務を行っていることから大きな波及効果が見込まれ、国全体の節減効果としては大きな規模となると考えられる。

どの市区町村も限られた人員で事務を回している状況の中、新たな発想・施策も求められているところである。少しでも担当者の負担を軽減し、そこで生まれた余力や時間を使って、今後の事務・施策を展開していきたい。

## 根拠法令等

学校教育法施行令第9条第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、稲沢市、大治町、守口市、高松市、熊本市

○区域外就学申請を受理する(就学校がある側)場合は、協議書を発送後、回答側からの回答を待っている間、就学校へ発出する児童生徒の異動に係る通知に時間を要する。住民票を有し、回答を返送する側については、同意書を作成する事務処理に時間を有する。また、年度末に申請が重なることが多く、児童生徒数の報告関係から、限られた日数の中で協議を早急に行う必要もでてくるため、事務処理に支障が生じている。

○区域外就学期間が短い場合、回答側の承諾を待っている間に、住所の存する市町村の小中学校に転校することがある、この場合、区域外就学している学校を通して保護者に通知することができず、事務処理に支障が生じる。

○協議事体が形骸化しており、当市や他市町村と協議といっても書面のみやり取りで済んでいるのが実情である(DV案件等の重大案件を除く)。協議打診側、協議回答側双方のやり取りで協議がまとまらないケースは全くないため、郵送事務、公印押印事務などが手間となっている。事務軽減につながることから、制度改革は必要であると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負うこととされている(教育基本法第5条第3項)。義務教育段階の学校教育の実施については、第一次的には住所地の市町村に責任があり、市町村教育委員会は、学校教育法第38条及び第49条に基づき、その区域内にある学齢児童生徒を就学させるに必要な小中学校を設置しなければならないとされており、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童生徒について、学校教育法施行令第1条から第10条までに基づき、住民基本台帳をもとに学齢簿を編製し、就学校を指定する等の就学事務を行うこととされている。

区域外就学を承諾する際の市町村教育委員会への協議は、各市町村にその区域内の学齢児童生徒を就学させるのに必要な小中学校を設置する義務が課されていることを踏まえ、教育委員会の就学事務や学校の教職員配置、施設・設備の管理などに支障をきたさないよう配慮したものであり、協議がなく通知するのみでは、学校運営上混乱が生じる恐れがあるため、提案を受け入れることは難しい。

ただし、ご提案の協議に係る事務負担の軽減に向け、文書によらない簡便な方法を取ることが可能であること等について、今後周知徹底を図りたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議は、各市区町村が設置者として負う義務を踏まえて、教育委員会の就学事務や教職員配置、施設・設備管理等に支障なきよう配慮されたものではあるが、その配慮条項が実務上の支障となり、多くの自治体において当該協議は形式上のやり取りとなっている実情がある。

当該協議は形骸化しており、形だけのやり取りに終始している。形骸化の影響は、教育委員会における事務の効率性だけでなく、保護者や学校に対する円滑・迅速な通知をも阻害することに繋がっている。本提案は、簡略化したやり取りを原則とすることで、形骸化で生じる支障を解消し、行政の効率化及び保護者等の利便性向上に資するもの。従前の形骸化した協議を簡略化することを示すため、また、関係機関間での解釈の統一化を図るためにも、政令改正が必要である。

なお、本提案においては、受け入れ側学校や児童・生徒への配慮が必要となる特別事情・事案等の学校運営上混乱が生じる恐れのある場合については、事前協議をするものとしているため、御省の懸念は払拭できるもの。しかしながら、御省が示す解釈によりこちらが考える支障が解消されるのであれば、政令改正の必要はない。ただし、この場合においては、政令に「協議」という文言が残ることで、従前のおり形式的な事務処理を続ける教育委員会が発生し、やり取りを簡略化した教育委員会の業務効率化に支障なきよう、文書にて解釈の周知徹底を図られたい。

また、本提案にある「全国的に統一した事務要領・判断基準等」については、各市区町村教育委員会が同一ルールのもと事務処理を行うことで効率化等が期待できるものであるため、解釈と併せて文書により示されたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、区域外就学を承諾する際の市町村教育委員会への協議は、各市町村にその区域内の学齢児童生徒を就学させるのに必要な小中学校を設置する義務が課されていることを踏まえ、教育委員会の就学事務や学校の教職員配置、施設・設備の管理などに支障をきたさないよう配慮したものであり、協議がなく通知するのみでは、学校運営上混乱が生じる恐れがございます。実際、以下の理由から、協議がなく通知のみでは支障が生じる可能性があるという教育委員会の声もあるところです。

- ・協議を行うことで、市町村教育委員会間で認識誤りを防ぐことができる。
- ・協議がなく通知が届くのみでは、学級編成や教職員の配置について急な対応が求められるなど、学校運営上混乱が生じる恐れがある。
- ・協議において、区域外就学の必要性を検討した結果、区域外就学を認めなかった例があり、住所地の教育委員会において必要性を十分に判断できなくなる可能性がある。

本提案の効果として、教育委員会担当者の負担軽減が期待されているところ、各自治体内において「協議」に関する手続きを簡素化することについては、文部科学省としても是非推進していきたいと考えています。学校教育法体系においては、本件にかかる事務手続きの詳細については定めていないものの、いただいた提案には「書類受付」「公印押印」「郵送代」「書類の管理経費」等の記載があり、書類を基本としたやり取りが慣例化しており、それが事務手続きの煩雑さや負担を招いているものと推察されます。このため、本提案への対応として、データ(メール)でのやり取りを推進すること、また公印付きの書面ではなくても、現在運用上実施されている「事前協議」を法令上の「協議」として差し支えないこと等について、今後周知することとしたいと考えています。(念のため申し添えると、就学事務は自治体が執行する事務であり、各自治体におけるルールに則って必要な手続きがなされるべきであることはもちろんです。)

なお、DV事例等事前協議を要する場合や万が一疑義がある場合については、別の事務要領・判断基準等を提示することも提案いただいておりますが、事例は個別性が高く、求められる配慮や区域外就学の必要性が異なることから、基準を設けることは難しいと思われま。また、本件事務は市町村の自治事務であるところ、無理に設けた統一的な基準の下、結果的に個別の協議の要否について市町村教育委員会間で見解が分かれる事態が生じてしまうことは、かえって現場の混乱を招き、ひいては、児童生徒の教育機会の確保に支障をきたすことになりかねないと考えます。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	174-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	174 )			提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

公立大学法人による出資範囲の拡大(ベンチャーキャピタル及びファンド等)

## 提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること。

## 具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に公立大学として唯一採択され、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしている。また、今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も検討していきたいと考えている。現行法令上、公立大学法人は、技術移転事業に出資することは可能であるが、コンサルティング事業やベンチャーキャピタル及びファンド等に出資することができず、外部組織を設置するにあたり支障が生じるため、出資を可能としていただきたいと大学からも要望がある。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進や大学の研究成果を活用したコンサルティング等により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

## 根拠法令等

地方独立行政法人法第21条  
地方独立行政法人法施行令第4条  
産業競争力強化法第21条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、東京都

○県立医科大学では、大学発ベンチャー6社が設立しているところ、公立大学法人が出資することで、ベンチャーの財政基盤が安定するとともに、大学からの出資を受けることで信用力が高まることから、新規取引の開始や拡大、民間企業等からの新たな出資の呼び込みにつながる。また、公立大学法人からの（一部）出資が見込めることで、新たな大学発ベンチャーの起業につながる。以上により、大学の研究成果の社会実装を進めるとともに、地域経済の振興、活性化に貢献したい。

## 各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。  
なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。  
国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、国立大学法人において可能とされている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」への出資について、公立大学法人においても出資を可能とすることである。  
設立している公立大学法人においては、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしているが、現行法令上、公立大学法人は、コンサルティング、研修、講習等を実施する事業者への出資が認められておらず、外部組織の出資・設立にあたって支障が生じている。  
また、大学としては今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も行いたいと考えているが、現行法令上、ベンチャーキャピタル及びファンド等への出資により、大学の研究成果の社会実装を支援することができず、イノベーションの創出を推進するうえで支障となっている。  
加えて、教育研究施設の管理・利用促進事業者に対しても公立大学法人は出資することができず、大学が有する教育研究施設等の資源を十分に社会に還元することができない状況にある。  
大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国・公立大学の出資範囲のイコールフットイングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。  
先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。

指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も1件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに投資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	174-2
(管理番号	175 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

公立大学法人による出資範囲の拡大(大学発ベンチャー)

## 提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「大学発ベンチャー」に拡大すること。

## 具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、指定国立大学法人において出資が認められている「大学発ベンチャー」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、これまで40社の大学発ベンチャーが生まれている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組むこととしており、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資についても検討していきたいと考えている。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

## 根拠法令等

地方独立行政法人法第21条  
地方独立行政法人法施行令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、東京都

—

## 各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市の大学では、現時点において、2024年7月現在で41社の大学発ベンチャーが生まれている。大学が有する研究シーズには、事業化や起業に近い段階のものもあり、出資を希望する大学発ベンチャーも出てきている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組むこととしており、大学が有する研究成果の社会実装を支援するためには、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資を行いたい。民間のベンチャーキャピタルが少ない地域では、大学自らが直接出資することにより、起業後の早い段階から資金調達、事業化を支援し、芽をつぶさずに企業を大きくしていくことも可能となり、民間資金の呼びこみによる更なる企業規模の拡大やイノベーションを創出することもできると考えている。

大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても「大学発ベンチャー」の取り組みの第一歩を支えるための出資が可能となるよう検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国・公立大学の出資範囲のイコールフットリングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。

指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資について、公立大学法人が「一定の基準」を満たしていることを確認するとあるが、この基準を明確に示すべきではないか。

先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。

指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も1件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに出資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	174-3
(管理番号	257 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

## 提案団体

東京都、福島県

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為(国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む)が可能になるよう、見直しを行うこと。

## 具体的な支障事例

### 【背景】

国立大学法人においては、国立大学法人法の改正等により、2022年4月から、民間企業が設立したファンドへの出資が可能となり、大学発スタートアップに投資できるようになるなど、出資の範囲が拡大している。一方で、公立大学法人によるベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法施行令により制限されている。

### 【支障事例】

国立大学で出資範囲が拡大され、私立大学では独自の経営判断で出資可能にもかかわらず、公立大学法人だけが出資できないという現状では、他大学からの教員の招聘に支障が出ることも懸念され、大学の競争力の低下を招くことが危惧される。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

規制緩和により、国立大学法人同様、多様なスタートアップ等を支援することが可能になることで、これまで以上に公立大学法人の研究成果等の社会への還元が期待できる。

## 根拠法令等

地方独立行政法人法第21条第2号、第70条  
地方独立行政法人法施行令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

京都府

—

#### 各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。  
なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。  
国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

いずれの提案内容についても、国立大学法人(指定国立大学法人を含む。)において可能であるものを、同様に公立大学法人においても可能とするため、提案したものである。制度があれば活用に向けた具体的な議論も進むことから、いずれの提案内容についても、早期に実現していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

国・公立大学の出資範囲のイコールフットイングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。  
指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資について、公立大学法人が「一定の基準」を満たしていることを確認するとあるが、この基準を明確に示すべきではないか。  
先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。  
指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も1件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに出資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	182
(管理番号	182 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

部活動の地域移行に係る実証事業関係文書の連名化及び発出時期や様式の統一化

## 提案団体

岡山県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

部活動の地域移行に係る実証事業を令和3年から継続して国が行っている。国の委託事業として、県を通じて市町村が取り組んでいるが、運動部を所管するスポーツ庁と文化部を所管する文化庁で、提出する書類及び提出スケジュールが異なっているため、統一化して欲しい。具体的には、部活動の地域移行の実証事業の文書発出は、スポーツ庁と文化庁の連名とし、発出時期や様式を統一されたい。

## 具体的な支障事例

事業を実施している市町村では、運動部と文化部の双方の地域移行に関して一体的に取り組んでいる。しかし、令和3年度の事業開始以来、運動部を所管するスポーツ庁と文化部を所管する文化庁で提出書類の様式及び事業実施要項の内容等が異なっていることで、市町村において同じ担当者が2種類の書類を把握、作成する業務量が負担となっている。例えば、令和5年度の実績報告では、スポーツ庁にはパワーポイント形式での報告書を提出し、文化庁にはエクセル形式での報告書を提出するなど異なる様式での提出が求められ、支出証拠書類として添付が求められる書類も異なっていたため、負担が増大していた。また、県においては、市町村が運動部及び文化部の地域移行に一体的に取り組んでいる実態を踏まえ、事業実施市町村を採択する際には、事業の円滑な実施、市町村担当者の負担軽減の観点から、運動部所管課及び文化部所管課で連名の依頼文書等を作成しているが、スポーツ庁と文化庁でスケジュールが異なることによって、依頼は遅い日程、提出期限は早い日程に合わせる必要があり、市町村の検討期間が短くなっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業を実施する市町村及び県の事務負担の軽減。（実証事業に取り組みやすくなる。）

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、盛岡市、花巻市、茨城県、さいたま市、上尾市、千葉県、神奈川県、川崎市、富山県、石川

県、長野県、浜松市、春日井市、守口市、兵庫県、高知県、熊本市

○当県の市町村においても、運動部と文化部を一人で担当しているケースもあり、提案団体と同様の支障事例が起こっている。市町村担当者の負担軽減のためにも改正してもらいたい。

○中学校における部活動指導員の配置支援事業に係る補助金についても、運動部と文化部で同様の制度であるにもかかわらず、令和4年度からスポーツ庁と文化庁とで手続きが分かれており、県や市町村の事務負担が生じている。また、市町村は前年度末に提出する仮申請の段階で配置を希望する部活動指導員が運動部か文化部か決めなければならず、年度開始後に運動部を文化部に変更するなどの柔軟な対応をすることができない。

○現在、当市においては、運動部活動のみの実施であるため、スポーツ庁と文化庁の様式のちがいの部分で苦慮することはないが、今後、文化部でも実施すると仮定した場合を踏まえると、文書の発出時期や様式の統一化は必要であると考えます。

○当県における令和6年度の事業実施状況は、「運動部・文化部両方実施」が9市町村、「運動部のみ実施」が15市町村、「文化部のみ実施」が0市町村、「両方実施していない」が9市町村となっており、制度改正による事務負担の軽減が必要である。

○部活動の地域連携・地域移行を推進するに当たっては、運動部と文化部について一体的に取り組んでいるところであり、実証事業における実施主体の事務負担の軽減を図るため、発出文書の連名化や発出時期、様式の統一化は必要と考える。

○発出時期や様式の統一により、実証事業に取り組む市町村の担当者の事務負担が軽減されると思われる。

○書類作成に係る業務量が非常に多く、負担となっている。

#### 各府省からの第1次回答

部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る委託事業については、実施内容等が異なることから、スポーツ庁と文化庁が、それぞれ民間事業者に事務局業務や調査・分析業務等を委託して実施しているところであるが、当該事業の実施に際しては、スケジュールの調整や提出書類の様式の共通化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

スケジュールの調整や提出書類の様式の共通化を図るなど、事務負担を軽減する方向で必要な措置を講じて頂けるとのことに感謝。

「実施内容等が異なることから、スポーツ庁と文化庁が、それぞれ民間事業者に事務局業務や調査・分析業務等を委託して実施しているところである」とのことであるが、事業を実施する自治体にとって、運動部と文化部で一体的に移行することが望ましいため、可能な限り同じ実施内容で早急に進めていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

スケジュールの調整や提出書類の様式の共通化等について、9月中に対応方針を決定し、順次必要な措置を講ずる。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	183
(管理番号	183 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

義務教育費国庫負担法に基づく国庫負担額の最高限度額の算定手続きの見直し

## 提案団体

岡山県、広島県

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

義務教育費国庫負担法に基づく国庫負担額の最高限度額の算定について、過年度分の実支出額の変更だけでなく、過年度分の算定総額の変更も含めて処理できるよう、手続きの見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

義務教育費国庫負担法においては、義務教育諸学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費について、原則その実支出額の3分の1を負担するが、特別の事情があるときは、国庫負担額の最高限度を政令で定めることができることとされており、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令において、国庫負担額の最高限度額は、原則当該年度における実支出額と一定の基準により算定した額(「算定総額」とのいずれか低い額の3分の1とすることとされている。

また、給与の追加支給・返納等により過年度分の実支出額に変更がある場合、その額が当該過年度分の算定総額より低いときは、当該過年度分の国庫負担額も変わることとなるが、同令において、一定の算定方法によりその変更額を当該年度の実支出額又は算定総額に合算することとされており、実績報告時に当該年度分とまとめて処理することが可能となっている(実支出額の減額変更については規定が曖昧だが、運用上増額変更と同様に処理)。

一方で、給与の追加支給・返納等により過年度分の算定総額に変更がある場合については規定がない。

### 【支障事例・制度改正の必要性】

同令に算定総額の変更の場合について規定されていない経緯は不明であり、手続様式における記入要領の問題もあいまって、以前はその取扱いが曖昧であったが、平成26年度に会計検査院から文部科学省に対してなされた指摘を受け、適切に変更処理を行うべきとの旨が周知徹底されたところである。

しかし、算定総額の変更に伴い国庫負担額が変わる場合は実支出額のような規定がないため、当該年度分の実績報告等の処理とは別に、経緯等を具体的にまとめた報告書の提出や返納等の処理が必要となっている。また、上記のとおり国庫負担額は実支出額と算定総額とのいずれか低い額に連動しているが、全国的に見ると、算定総額の方が低い(国庫負担額が実支出額に見合っていない)自治体の方が多く、実支給額よりも算定総額の変更により国庫負担額が変動する可能性の方が高いのが現状である。

### 【支障の解決策】

算定総額が実支出額より低い場合においても、実績報告時に過年度の算定総額の変更額を反映できるよう同令等の関係規定の整備を行い、現在運用している経緯等をまとめた報告書の提出及び返納に係る一連の事務手続きを不要にするため、実支出額と算定総額のいずれの変更の場合でも当該年度分とまとめて処理できるようにする。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

算定総額の変更の場合の処理を当該年度分の実績報告等の処理と同じ手続きの流れの中に一本化することで、複数年度に渡って様々な要因により変動することが避けられない国庫負担額の適切な管理に資するとともに、時期や内容などがそれぞれ異なる書類を作成・審査したり別々な会計処理を行うなどの必要がなくなることにより国と自治体の双方の負担軽減につながる。

また、実支出額と算定総額とでその変更に伴い国庫負担額が変わる際の手続きに差異が生じていることについて規定・取扱いを整理・明確化することにより、事務の適正化につながる。

## 根拠法令等

義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第3条、限度政令第2条第1項第5号及び第2項第5号に規定する額の算定の方法等（文部科学大臣と財務大臣の「協議書」）の二

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、浜松市、京都府、熊本市

○当県は算定総額により交付決定されている。令和5年度において過年度の算定総額の変更が複数年分生じたため、該当年度毎に関係する過去の報告書等の修正を行い再提出した。そのため、交付額が再確定するまでに時間がかかった。算定総額の変更の場合の処理も当該年度分の実績報告の処理と同じ手続きの流れの中で行えるようになれば、業務の効率化が図られる。

○提案団体と同様の支障事例があり、過年度の算定総額の変更の処理を当該年度の実績報告時の処理と同じ手続きの中に取り込むことで、事務負担の軽減につながると考える。

## 各府省からの第1次回答

過年度分の給与費を手当の支給認定・取消等により、遡って支給又は返納する場合、義務教育費国庫負担金の算定や精算に当たっては、過年度分も含め都道府県の当該年度予算からの支出・収入になることから、当該年度分の給与費の支出等とあわせて、義務教育費国庫負担金の対象とし、過年度分を当該年度の交付分とあわせて、必要に応じて相殺することも含め清算等（決算額等調書）している。本来は、各年度ごとの給与費であり、切り分けて額の確定、再確定をすることも考えられるが、過年度分、当該年度分の給与費の支出等が双方ともに都道府県の当該年度予算の支出・収入によるものであること、都道府県の事務手続きが煩雑になることも踏まえ例外的にこのように行っている。

他方で、過去の負担金算定の誤りが判明する等により算定総額が変更となり、過去の交付額の変更（追給・返還）が必要な場合、額の再確定を行い返還等を求めている（現員現給等調書等の修正）。

ご提案については、算定総額の変更によって追給・返還が生じる場合、実支出額と同様に当該年度の清算の中で相殺も含め実施するよう求めるものであるが、実支出額については、手当等が申請主義であることからやむを得ず一定程度遡及対応を要することもあるが（繰り返しになるが当該年度の給与費と同様に当該年度予算において対応していることもある）、算定総額の変更は過去の交付時における算定誤り等により生じたものであり、同様に対応することは困難である。

そのため、実支出額と同様の対応はできないが、算定総額の修正の際、過年度分の実支出額の修正が当該年度にある場合は、その報告もあわせていただき、実支出額の変更と算定総額の変更をあわせて確認することで都道府県の事務の簡素化となるよう対応したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答の第1段落において、過年度分の実支出額の変更手続きを例外的に取り扱っている理由として、「過年度分、当該年度分の給与費の支出等が双方ともに都道府県の当該年度予算の支出・収入による」ためと記

載があるが、算定総額に影響を与える手当等が5月1日以前に遡って修正があった場合も当該年度予算で支出・収入を行うため、予算の点において実支出額の変更と算定総額の変更とで手続きを変えるような差は無いと考える。

また、例外的取扱いのもう1つの理由として、「都道府県の事務手続きが煩雑になる」ためとの記載があるが、現状、算定総額の変更時には義務教育費国庫負担金の変更報告の提出や返納等の事務が発生しており、これらの事務手続きが煩雑となっていることが今回の提案に至った背景であり、「事務手続きが煩雑になる」という点においても差は無いと考える。

また、第3段落において、算定総額の変更と実支出額の変更を同様に対応できない理由として、「算定総額の変更は過去の交付時における算定誤り等により生じた」ためと記載があるが、算定総額に影響を与える手当の認定・取消等により算定総額が変更される場合、同様に実支出額にも変更が生じるため、これらの手当の遡及修正時には算定総額の変更と実支出額の変更に差は無いと考える。

なお、担当の集計誤り等により算定基礎定数が修正される場合もあるが、過年度分の算定総額修正の主な原因は手当の認定・取消等であり、また、上記のとおりその他の要素は算定総額と実支出額には差が無いため、算定総額の変更も実支出額の変更と同様の対応ができるよう、積極的に検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

算定総額に影響を与える手当等が5月1日以前に遡って修正があった場合、実際の個人への支給とは異なり、必ずしも当該年度予算での対応(国庫負担金の返還や追加給付)となるかは不明である。繰り返しになります。が、本来は、各年度ごとの給与費は、切り分けて額の確定、再確定をすることも考えられるが、過年度分、当該年度分の給与費の支出等は、双方ともに都道府県の当該年度予算の支出・収入によるものであることから、例外的に取り扱っており、ご指摘の対応は困難である。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	184
(管理番号	184 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

不活動宗教法人のみなし解散を可能とすること

## 提案団体

宮城県、仙台市、南三陸町、秋田県、福島県、新潟県、広島県

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

実態として宗教活動は行っておらず、法人格のみ存在している不活動宗教法人について、公益法人と同様に、長期間登記がなされない場合、のみなし解散とするよう、宗教法人法の「第6章解散」に、「休眠宗教法人のみなし解散」及び「宗教法人の継続」の条項を追加すること。

## 具体的な支障事例

### 【現状】

宗教法人については、代表役員の不存在等の理由により、実態として宗教活動は行っておらず、法人格のみ存在している法人も少なからず存在しており、当県でも不活動宗教法人と判断した法人のうち半数以上の法人で、代表役員の死亡が確認されている。このような不活動宗教法人を放置した場合には、第三者により法人格を不正に取得され、脱税などの行為に悪用される可能性があるなど、その解消が急務であり、社会的な課題となっている。

法定受託事務として、各都道府県は宗教法人に係る認証事務等を所管しており、不活動宗教法人の確実な把握と迅速な対応については国からも強く求められているところであるが、解散に至るまでの手続きが煩雑であることや人員不足等から、これまで取組が進んでいない状況である。

### 【支障事例】

不活動宗教法人の解消を任意解散等により進める場合は、法人関係者の協力が不可欠であるが、既に死亡しているなど、連絡可能な役員や関係者が少なくなっていることも多く、その場合の任意解散等は非常に困難なものとなる。また、法人による任意解散等が難しい場合、所轄庁が裁判所に解散命令請求を行うことになるが、必要書類の収集や清算人の選任、残余財産の処分等の清算手続きが難航する場合には、膨大な時間と労力が必要となる。

### 【支障の解決策】

代表役員死亡後も長期間登記がなされないなど、一定の要件を満たす不活動宗教法人を解散したものとみなすことで、解散に至るまでの事務負担を軽減できると考える。

### 【類似の制度】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条において、5年以上登記の変更がなく、法務大臣による官報公告の後、必要な手続きを取らなかった場合、のみなし解散となる旨が規定されており、休眠法人の整理が図られている。

### 【新たな社会情勢の変化等】

令和4年度に、事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の確実な実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性に関する答弁があった。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不活動宗教法人と認定された法人のうち、代表役員不存在の状況にありながら、長期間登記がなされない法人等についての整理がなされることで、第三者による法人格の不正取得等を未然に防ぐことが可能となり、所轄庁においては、自主的な解散や活動再開を模索する法人の対応に注力することが可能となる。

## 根拠法令等

宗教法人法第 49 条第 2 項、第 50 条第 3 項、第 81 条第 1 項第 4 号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、宮崎県、鹿児島県

○当県においても、代表役員が死亡し、連絡可能な役員や関係者が不明で、任意解散が困難と思われる不活動法人がある。当県が裁判所に解散命令請求を行うほか整理する方法がない可能性が高いが、法人名義の不動産があり残余財産の処分を要するため、時間的にも労力的にも多くの課題が予想される。

## 各府省からの第 1 次回答

法人制度の目的や仕組みは、各法人によって異なっており、一般社団法人及び一般財団法人と宗教法人とでも、例えば役員の任期に関する規定の有無等に違いがあることから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のみなし解散制度を宗教法人法にも一律に設けることは、適当ではない。  
また、宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねるものであり、所轄庁による宗教法人の権利能力の制限を容易にするみなし解散制度を設けることについては、憲法も踏まえた慎重な検討が必要である。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のみなし解散に関する規定を宗教法人法に一律に設けることを趣旨とするものではなく、同法の規定を参考とするものの、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で実現可能な宗教法人独自のみなし解散制度の創設を求めるものである。  
「休眠宗教法人のみなし解散」の規定については、登記事項である「代表権を有する者」が死亡しており、かつ、「事務所の所在場所」に事務所が存在しない状態が一定期間（例えば、5年間）継続していることなどが「休眠宗教法人」の定義として考えられる。また、みなし解散した「宗教法人の継続」の規定については、法人の目的、組織、活動等の同一性・継続性の維持の観点から、宗教法人法第 80 条と同様の手続によることが考えられる。この点、代表者や事務所を欠いているかどうかは、客観的な判断が可能であることから、所轄庁による恣意的な運用のおそれはない。また、それらを長期にわたって欠いている法人は、自主的・自律的な運営が不可能な状態であり、法人格の形骸化が明らかであるから、当該法人に法律上の能力を与えておくことは不適切である。そのような法人に対しては、現行制度では所轄庁が解散命令請求を行うことが考えられるが、必要書類の収集や残余財産の処分等の手続に時間を要することがあり、その間、当該法人は法人格が悪用されるリスクが高い状態で存続することになる。  
そのため、不活動宗教法人のうち、自主的・自律的な運営に委ねることができない「休眠宗教法人」については、「みなし解散」として整理することを可能とし、法人格が悪用されるリスクの低減を図ることが必要であると考える。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

みなし解散の対象となる宗教法人として、「登記事項である『代表権を有する者』が死亡しており、かつ、『事務所の所在場所』に事務所が存在しない状態が一定期間(例えば、5年間)継続していること」などの要件が提案されているところ、このうち事務所の存在の有無については、現行の宗教法人法における解散命令請求の要件とされていない事項であり、両者の整合性が問われることとなる。

また、一般社団法人・一般財団法人や株式会社におけるみなし解散制度は、法律で一般社団法人等の理事等に任期の定めがあり、一定期間ごとに変更登記を行う義務が課されており、この登記が一定期間なされない一般社団法人等に対して登記官が職権で解散の登記を行う仕組みであるが、宗教法人制度には一定期間ごとに変更登記を行う義務は課されておらず、提案にある事項の事実関係を確認する主体が必要となり、解散命令請求と同様、所轄庁による事実確認の必要が生じることとなる。その際、必ずしも登記情報が最新のものとは限らないため、所轄庁が不活動の事実認定を誤認なく行うためには、登記情報を見るだけでなく、住民票等の事実関係に係る必要書類の収集や現地訪問等が別途必要となること、所轄庁による解散命令請求に係る手続きと同等の負担が生じるものと考えられる。

さらに、宗教法人の活動の実態を把握するためには、提案にある事項以外の事項についても確認する必要があるところ、仮に提案にある事項のみをもってみなし解散とするならば、実態としては不活動状態でない宗教法人であっても、行政の裁量によってみなし解散させることにもなりかねない。

以上を踏まえると、司法の判断を仰ぐことなく、行政の判断によって宗教法人を解散したものとみなす制度を設ける立法については、憲法における信教の自由等を踏まえた慎重な検討が必要である。

一方で、不活動宗教法人の確実な把握と迅速な対応の重要性については、提案団体の指摘の通りであり、必要書類の収集や残余財産の処分等の対応のため、費用や人員の確保が課題となることも承知している。このため、文化庁においては、令和5年度より、不活動宗教法人対策推進事業(令和6年度予算は約3億円)を確保し、一部の提案団体からは申請がされていないものの、各所轄庁が不活動宗教法人対策のために必要な費用について10/10の補助を行っているところであり、当該補助事業については次年度以降も引き続き要求を予定している。

また、不活動宗教法人対策推進事業について、令和7年度も予算計上された場合には、オンラインでの募集説明会を開催し、当該補助事業の活用を促すとともに、弁護士への委託事例等、これまでの補助金を活用した事例の共有化を図り、より効果的な対策の実施に資するようにして参りたい。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	187
(管理番号	187 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

登録有形文化財(建造物)における「維持の措置」に該当する範囲の明確化

## 提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、今治市、八幡浜市、西条市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

登録有形文化財(建造物)における修理において、現状変更にあたらない「維持の措置」に該当する範囲を文化庁の方で明確に規定する。

## 具体的な支障事例

登録有形文化財の修理において現状変更の届出が必要となる基準が曖昧で困っている。文化庁が発行している『登録有形文化財(建造物)の手引2 登録後の各種届出』5、6ページには「維持の措置」の範囲内であれば届出不要、超えるようであれば届出必要という区別がなされており、文字だけでなくイラストでも説明されている。市町の文化財部局の担当者から、この修理は「維持の措置」に当たるのか文化庁に問い合わせしてほしい、という問い合わせがしばしば寄せられ、都度文化庁に問い合わせしている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「維持の措置」に該当する範囲や事例などを文化庁の方で明確に規定することにより、今後所有者から修理について問い合わせがあった際に県を通じて文化庁に都度問い合わせる必要がなくなる。「維持の措置」に該当する範囲や事例などを文化庁の方で明確に規定することにより、所有者の方で現状変更にあたる修理かどうか判断できることが増えることにより、行政の効率化が期待できる。

## 根拠法令等

文化財保護法第64条、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書に関する規則第17条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

前橋市、長野県

○当該基準は文化庁が発行している『登録有形文化財(建造物)の手引2 登録後の各種届出』に原則は示さ

れているが、曖昧なところがあるため、事案が発生する都度、念のため県担当部局を通じて文化庁に問い合わせている。

#### 各府省からの第1次回答

登録有形文化財建造物における現状変更のうち、「維持の措置」については、「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成8年文部省令第29号)」第17条において、その範囲を規定するとともに、以下手引き等において、図等も用いつつ可能な限り具体的な事例を示しているところではあるが、いただいたご意見を踏まえ、引き続き手引き等の内容の周知に努めるとともに、ご不明点については各都道府県を通じてお問い合わせをいただきたい。

○登録有形文化財(建造物)の手引き2 登録後の各種届出

・「維持の措置」としては次のような場合が該当するものとされています(登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条)。

以下の「維持の措置」の場合は、現状変更の届出は不要です。

①登録有形文化財建造物の原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合(移築の場合を除く。)

※内装に限定される模様替え、修繕は、その規模、内容にかかわらず、「維持の措置」に該当します。また、外装についても、屋根の葺き替えや壁の塗り直しなど形質・色彩を変更しない行為は、その規模にかかわらず「維持の措置」に該当します。

②登録有形文化財建造物がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、所有者から現状変更に関する問い合わせがあった際には、原則手引きを参考に市町や県で判断しており、判断に迷う場合のみ文化庁に問い合わせている。「登録有形文化財(建造物)の手引き2」の5、6ページに、「維持の措置」に関する記載があり、イラストなどでも図示されており、文化財行政の担当者でもある程度判断できるものである。

ただ、登録有形文化財には様々な構造形式のものがあり、現在示されているイラスト一枚だけでは視覚的に判断しにくいところではある。例えば、塀や門などの工作物、石垣や橋梁などの土木構造物などについても具体的なイラストや写真等による事例を手引きに追加して頂きたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

「登録有形文化財(建造物)の手引き2」の5、6ページ「維持の措置」について、新しくイラスト等を追加し内容の充実を図る。具体的な内容については、自治体とも相談しながら検討を進める。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	199
(管理番号	199 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

司書教諭の設置義務の緩和

## 提案団体

八王子市

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

学校図書館法第5条第1項において12学級以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば(例:司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば)、司書教諭を置かないことができるとしたい。

## 具体的な支障事例

異動事務及び教員採用においては、県費負担教職員が区市町村教育委員会に振り分けられるが、司書教諭資格所有者が潤沢に配置される訳ではない。特に中学校では、退職等する司書教諭が担当していた教科で、司書教諭資格保有者が代替要員として補充される確率は低い。そのため、各教員の希望はもちろん、教員の特性・能力、地区内における配置のバランスや学校の状況等を考慮した人事配置ができず、子どもたちにとって最適な教育環境の整備を行えていない状況となっている。具体的には、学年主任、進路指導主任、特定の部活の顧問ができる教員等が不足している状況の中、その条件を満たさない司書教諭を配置した場合、学年運営、進路指導への支障が生じるほか、部活動での技術指導が困難となる事態が生じる。また、学校図書館法第4条第1項で定める「学校図書館の運営」の内容は、司書教諭に限らず、司書教諭資格等を有する学校司書が行うことも可能と考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

司書教諭資格所有という理由だけで、配置先の学校が限定されてしまうことがなくなり、教員本人の特性や希望及び住所、地区内のバランス、学校の状況等を重視した人事配置が可能となることにより、子どもたちに対する最適な教育環境の整備がなされる。

## 根拠法令等

学校図書館法第5条第1項、学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令(平成9年政令第189号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、大田原市、上尾市、川崎市、長野県、浜松市、京都府、守口市、枚方市、熊本市、宮崎県

○市全体のバランスを鑑み、教員の特性や学校の実情に応じて適切な人事配置をしていきたいが、司書教諭の資格の有無が人的配置の一つの条件であることは、子どもたちの最適な教育環境を整えるうえで一つの障壁となっている。現在、市内には司書教諭の資格保持者が一定数いるため、制度改革の緊急性はまだ高くない。しかし今後、退職者数が増えていくことを見越すと、制度改革の議論が必要になると考える。

○当市においても、司書教諭の資格所有者が潤沢にいる状況ではなく、その有無により、市内人事異動の際に学校の課題に正対した人事配置ができなかったり、資格所有者の異動先が限定されたりする場合もある。

○提案団体と同様の事例があり、子どもたちに対する最適な教育環境の整備の観点から、制度改革が必要と考える。

○司書教諭資格の所有の有無が人事配置に影響を与えるため、今後、学校要望や本人希望に沿わない人事配置とならざるを得ないケースの発生が懸念される。

#### 各府省からの第1次回答

司書教諭は、学校図書館法第5条第1項により学校図書館の専門的職務を掌るとされており、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施等を行います。

一方、学校司書は、学校図書館法第6条第1項により学校図書館の運営の改善及び向上を図るとされており、児童生徒や教員に対する直接的支援に関する業務(例:児童生徒や教員に対する閲覧・貸出し業務、ガイダンス、情報サービス、読書推進活動等)、間接的支援に関する業務(例:図書館資料の管理、施設・設備の整備、学校図書館の運営等)、教育指導への支援(例:授業のねらいにあった図書館資料の紹介・準備等、教科等の指導に関する支援)を司書教諭や教員とともに行うことが期待されています。

それぞれに異なる役割が定められており、特に司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されていることから、司書教諭講習を受講した教諭でなければなりません。

文部科学省としましては、司書教諭の役割を定めた学校図書館法第5条第1項の趣旨を鑑みると、司書教諭に求められている職務・役割は教諭でなければ担うことができず、学校司書をもって充てることはできないと考えます。

なお、人事配置上の問題である場合、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、「国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る」とされており、オンラインやオンデマンド形式等多様な受講形態の促進等により受講者の講習の選択肢や受講機会の拡大を促すとともに、各学校へ司書教諭が配置されるよう施策の推進に取り組んでまいります。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

司書教諭が教育活動の中で担うべき役割を鑑みれば、司書教諭講習を受講した教員でなければその役割は果たせないことについては理解。しかし、教員の人事配置上、教員免許状以外に、講習を修了した者の配置義務があるのは司書教諭のみであり、人事配置という教育施策上の重要な事務において、最優先に考慮しなければならない。結果として、各教員の希望はもちろん、教員の特性・能力、地区内における配置のバランスや学校の状況等を考慮した人事配置ができず、子どもたちにとって最適な教育環境の整備を行っていない支障を理解して頂きたい。

また、教員の働き方が大きな社会問題となっている中、教員が休暇を取得できるのは主に長期休業期間中であり、たとえオンラインであっても、資格取得のために長期休業期間中に2週間もの講義を受講させることは、有給休暇の取得機会を阻害するものであり、教員の働き方改革を推進する中で地区教育委員会としても、代替措置無しに計画的に受講させることは難しいと考えているところ。

については、司書教諭の役割として求められる、「学校図書館を活用した授業を実践するとともに教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言する」ことを維持しつつ、司書教諭課程を修了した者を学校司書として配置する場合など、司書教諭を配置した際と同程度の学校図書館の充実・運用が図られる場合には、司書教諭の配置を不要とするよう設置要件を緩和して頂きたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

司書教諭の設置にかかる義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止または努力義務化するべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現行制度は、柔軟な教諭の人事配置の妨げになっている。当該支障を解決し、各学校へ司書教諭が配置されるよう、司書教諭講習修了者を増やすための方策等について、柔軟な制度運用を検討していただきたい。制度の検討に当たっては、提案団体等へのヒアリングを実施していただきたい。その際には、以下の項目について、適切に把握の上、対応策について検討していただきたい。

### ・学校図書館の現状と課題

（司書教諭と学校司書の連携状況・業務分担等）

### ・司書教諭資格の有無が柔軟な人事配置の妨げになっている現状と課題

（人事異動上の支障、教員の働き方改革の推進等）

### ・司書教諭講習の現状と課題

（講習に必要な科目と単位数の負担、講習修了に要する時間及び労力、講習実施時期や方法等）

### ・司書教諭講習修了者の現状と課題

（修了者の年齢構成・現任教諭と学生の比率等）

提案団体等へのヒアリングを踏まえた上で、具体的な対応策については、司書教諭の充足が厳しい現状において、司書教諭講習の受講機会の拡大を通じて、司書教諭講習修了者数を増やすべく、例えば、以下のような実効性のある案をお示しいただきたい。

### ・オンライン・オンデマンド形式の一層の活用を通じた講習受講期間の多様化

（現任教諭の講習受講の期間について、夏休み期間以外でも受講することができるようにするなど、受講機会の拡大を図ること等）

### ・教職課程への司書教諭講習科目の組み入れ

（学習指導要領で学校図書館の利活用が位置づけられていることから、教職課程に組み入れることで、学生の受講機会の拡大を図ること等）

## 各府省からの第2次回答

8月6日に提案団体へのヒアリングを実施し、司書教諭講習修了者（有資格者）が少なく、各学校の要望を踏まえた教員配置を行いたいが、講習修了者の担当教科や年齢構成等に偏りもあり配置上の支障となっており、講習修了者数を増やす方策の必要性等を把握した。

講習受講機会の拡大に向けた講習の受講期間の多様化については、講習実施後の実施大学の教員等による評価や単位認定等の作業スケジュールの問題等から、夏期以外の期間に渡り講習を実施することは困難な現状がある。このため、多様な受講機会の拡大に向け、オンライン・オンデマンド等の一層の活用について、大学等に対し周知を行うことを検討する。

教職課程への司書教諭講習関係科目の組み入れについては、大学における教職課程は、教員としての最低限必要な知識及び技能を学ぶこと、各教科の専門的事項や指導法など、学ぶべき内容が広範多岐にわたること、各大学の自主性・自立性を活かした教育が求められることから、制度上、特定の個別課題について一律に必ず学ぶ構成にはなっておらず、司書教諭関係科目を組み込むことは困難である。大学が必要に応じ、司書教諭関係科目を教職課程に組み込むことを検討するよう、協力を促すことなどを検討する。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	205
(管理番号	205 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

## 提案事項(事項名)

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

## 提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

### 【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなどを行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)  
これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

#### 根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。  
特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

#### 各府省からの第 1 次回答

補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。(会計法に係る規定についても同様)  
このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものとする。  
また、現在、250 を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を手当する必要が生じるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、補助金適正化法等に基づき法定受託事務の同意依頼があった場合には、今回の「関係府省からの第 1 次回答」の内容を踏まえ、同意の可否を検討していきたい。  
なお、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能と考えるため、積極的な検討を求めたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
当該提案に係る事務について都道府県を経由する必要があるか、現場の実情を踏まえ、各補助金等について個別に検討が必要な事項である。

#### 各府省からの第 2 次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 26 条第 2 項は「できる規定」であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定から、事務委任に当たっての都道府県知事の同意については、国の一方的判断で決まって

いるものではない旨、法令に明記されていることから、制度の見直しは要しないものとする。なお、各府省庁に対し、上記法令の趣旨について通知等による周知を検討する。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 文部科学省 第2次回答

整理番号	206
(管理番号	206 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること

### 提案団体

郡山市、愛知県

### 制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

### 求める措置の具体的内容

現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。

### 具体的な支障事例

当市では、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(令和4年3月29日総行第85号総税企第35号)及び総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(2022年3月29日2022事会第29号)を受け、公金取扱手数料について、指定金融機関との協議を進めている。

現在は、指定金融機関との事務取扱手数料に関する契約の中で公金収納等事務に要する経費を負担しているが、この度の協議経過において、指定金融機関から示された要望額は、口座振込及び帳票(納付書)ともに現在の経費を大きく上回るものである。

口座振込手数料については、令和6年10月から、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、1件62円(税別)の手数料負担に感じざるを得ないことに加え、指定金融機関が示す手数料が上乗せされた手数料が示されている。

さらに、帳票による支払については、金融機関におけるコストが大きいことから、要望単価は指定金融機関の行内規定単価と同額であり、非常に高額となっている。

については、当市は、自治体の経費負担を抑制すること及び公金収納等事務の効率化・合理化を目的に、現在、帳票(納付書)により支出を行う件数を減少すべく、支払相手方に依頼する方向で検討している。

国の機関への納付書による支払い例  
電波利用料、成年後見制度利用支援事業鑑定料、相続財産管理人選任に係る予納金及び官報公告料、消費税確定申告納付金、国有財産貸付料、被災者支援総合交付金額の確定に伴う返還金、社会保険料(個人負担分及び事業主負担分)、国有林借地料、借入償還金(国土交通省分)

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公金等収納事務にかかる地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の適正化は、指定金融機関制度を維持する上で不可欠であるが、一方、その原資は税等であり、直接住民の負担となるものであることから、住民等に対する説明責任を果たす必要がある。

また、納付書による支払は、金融機関において多大な事務負担が発生していることから、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体の公金収納等事務に係る経費の負担軽減及び公金収納等事務の効率化・合理化が図られる。

根拠法令等

歳入徴収官事務規定(昭和27年大蔵省令第141号)第9条  
国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)第12条  
指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)(令和4年3月29日総行第85号総税企第35号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、斑鳩町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

○提案団体より示されている手数料等の納付方法に対する回答

1. 総務省

・電波利用料については、すでに口座振込(注)が可能となっているため、ご要望には対応済みといった認識である。

注:ここで言う「口座振込」は、次の2つを意味すると考えられるが、電波利用料においてはいずれも可能。

(1) 納付義務者が保有している金融機関の口座に、いわゆる「口座振替」を設定し、支払日が到来したら、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの。

(2) 毎回、請求がある度に、納付義務者が保有している金融機関の口座から、ATMやインターネットバンキング機能などを利用して、当該金融機関に支払いを指示し、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの(=いわゆるペイジー利用による口座振込)

なお、(1)の根拠規定は、電波法第103条の2第23項。(2)の根拠規定については、現行法上、(特に規定をおかずとも)可能(=根拠規定なし)。

<参考> 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律についてのガイドライン(令和4年10月18日デジタル庁)によれば、インターネットバンキングは、手続きがオンラインで行われるといった特殊性を除けば納付義務者本人による現金支払いと同視することができるとしている。その上で、財政法には、デジタル納付を妨げる規定はなく、個別法において(印紙払いによる納付に限る等の)現金以外の納付方法に限る規定がなければ可能としている(P3)。なお、電波法においては、そのような現金以外の納付方法に限る規定はない。

口座振込の周知については、注(1)及び注(2)のいずれについても、納付義務者に直接送付している納付書や、同封しているリーフレットに記載する形で実施している。また、総務省 電波利用ホームページなどにおいても、実施している。

2. 財務省

・消費税確定申告等により納税者が国税を納付するに当たっては、納付書・現金を用いない納付手続としてダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付といったキャッシュレス納付手段を用意しているところ、特にダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)については、税務署に事前に届け出ることによって予め指定した口座から口座引落しにより国税の納付が可能である。

・国有財産貸付料は、国有財産法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

3. 文部科学省

・被災者支援総合交付金は予算補助であり、その額の確定に伴う返還金は、現状、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等による納付にのみ対応しているところ、当該納入告知書等においてペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

4. 厚生労働省

・社会保険料のうち労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。

加えて、電子申請によって労働保険料に係る申告を行う場合や労働局から送付される納入告知書等を用いる場合は、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

・社会保険料のうち厚生年金保険料については、厚生年金保険法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、日本年金機構から送付される納入告知書については、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(同法上は、自治体による納付についても妨げられるものではない)

#### 5. 農林水産省

・国有林野貸付料は、国有財産法第 23 条第 2 項において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

#### 6. 国土交通省

・借入償還金は、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(参考)公金の納付方法に関する法令上の定めについて

「根拠法令等」欄に記載された歳入徴収官事務規程第 9 条及び国税収納金整理資金事務取扱規則第 12 条は、納入の告知を文書で行う旨を示した規定であり、具体的な納付方法を規定しているものではない。

また、国の収入について規定している財政法においても、収入の納付方法について何ら制限を設けておらず、振込を含むデジタル納付を行うことは、財政法においても妨げられていない。

実際のところ

・官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等においては、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)が可能

・個別法に現金以外の納付方法(印紙や証券)に限る旨の規定がある歳入等の納付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)や情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和 4 年法律第 39 号)に基づき主務省令で定めることにより、インターネットバンキングによることが可能

・情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に基づき主務省令で定めた場合には、クレジットカード決済等(クレジットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済及びコンビニ決済)による納付が可能

となっているところであり、手数料等の納付方法については、各省各庁が自ら選択しうる状況にある。

### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 4 年 3 月 29 日付総務省通知の趣旨を踏まえ、インターネットバンキング等の情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。

一方、現状では電子記憶媒体(DVD)を利用した口座振込の方法(当県の場合)を実施しており、インターネットバンキングの活用によって財務会計システムの改修等新たな経費負担の発生が見込まれることから、インターネットバンキングに限らず口座振込を可能とする方法についてご検討いただきたい。

ペイジー利用による支払の場合、インターネットバンキングを使用する際の新たな経費負担発生や、資金前渡により現金で支払う場合のセキュリティーなど課題もあるが、情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。

### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

### 各府省からの第 2 次回答

インターネットバンキングに限らず口座振込を可能とする方法について

金融機関における国庫金の領収済データについては、ネットワークを通じ、金融機関から日本銀行を經由し官庁に送信されるところ、領収済データは納入告知書等に印字されている各種番号に紐付いており、当該データ

に基づき、官庁は債権情報の突合や収納登記を行っているため、支払い口座（振込先の金融機関名・支店名・口座番号や振込金額）のみを指定した口座振込に対応することは困難である。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	213
(管理番号	213 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

文化財保存事業費関係補助金交付等における手続きの明確化

## 提案団体

高松市、川崎市、東かがわ市

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

文化財に関わる補助事業を所管する文化庁が、補助事業に伴う具体的で分かりやすい契約等のルールやマニュアルを作成し、HP等で周知いただきたい。  
文化財保存事業費関係補助金交付要綱には、補助事業者が民間事業者である場合、その交付の条件(第4条第1項第14号)及び事業の遂行(第8条)にあたる事項として、「補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村の例に準じて行わなければならないこと。」などと記載されており、補助事業に必要な契約等の具体的な方法が明示されていないため。

## 具体的な支障事例

補助事業者が所在する自治体の法令等に準じて契約事務を行うことが補助金交付の条件となっているが、具体的な法令や規則が示されていない。また、当市の契約規則で規定されている入札に係る告示事項及び期間、入札及び契約保証金の取り扱いなどをどの程度適用すべきか明らかでない。契約等に係る規則は、自治体が事務執行する上で定めたものであり、宗教法人・文化財保存会等の補助事業者には適用するには困難なものが多く、当市担当者が説明したとしても補助事業者が契約事務を主体的に進めることは困難となっている。  
交付決定書で条件に附された内容について、過去に補助事業者から当市に契約事務をどのように進めればよいか問い合わせがあり、その際には県が国に確認したことを伝言のような形で補助事業者に回答せざるを得ず、また県も当市の契約規則等を理解していない等のため、説明内容に一貫性が欠ける場合もあり、調整役となっている当市担当者の負担も大きい。  
当件は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条及び第7条第1項第2号により、補助金が公正かつ効率的に使われるとともに、交付の目的が達成されるよう、必要に応じて国が契約等に関する事項その他補助事業に関する事項について条件を附すものであり、これを市町村に不明瞭な形で委任することで、事業の利便性や効率性を阻害している。また、市町村には国の補助事業について民間の補助事業者を指導できるような法的根拠はなく、その事務等に関わることは会計検査や監査請求において、当市への責任の帰属や職員の人件費投入の是非が問題となることも懸念される。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民間の補助事業(予定)者から、国の補助事業を活用した文化財修理等の事業を検討又は実施する際に、どのように契約事務を進めれば良いのか分からないという意見を頂くことが多い。また、契約等の事務手続きが難解で手間がかかるため、文化財の修理等を躊躇する、或いは断念せざるを得ないとの感想や意見を頂くがあった。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

文化庁が、補助事業における契約事務に関するルールやマニュアルを作成・公表することで、広く申請の機会を与えることができるとともに、利便性をもった効率的な事業に繋がる。これに加え、国の補助事業に関して権限をもたない市町村も責任の所在等に関する懸念が払拭できる。

令和5年度には文化財関係国庫補助金申請等手続きの電子化が提案されているが、当件はその前提となるべき対策であり、合わせて行政及び補助事業者の利便性や効率性が大きく向上する効果が期待できる。

## 根拠法令等

「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」、「文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)交付要綱」、「地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)募集案内」、「文化財補助金実務ガイドブック」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、前橋市、鴻巣市、豊田市

○市町村の規則による契約等事務には、文化財保存会等の補助事業者に適用するには困難なものが多く、当市担当者が説明したとしても補助事業者が契約事務を主体的に進めることは困難となっている。また、A市とB市では契約等事務の煩雑さに違いがある事で、事業者間に不公平がある。

○補助事業者が小規模な団体である場合、入札・契約に関し不慣れであること等から事務ミス等により入札が不成立となり再公募・再入札となる事例が発生している。市担当者に対し契約事務・入札のやり方のレクチャーを求められることがあるが、責任の所在が不明確となる懸念がある。

わかりやすいマニュアルがあれば、事業の円滑な遂行に資すると考えられる。

○文化財関係補助金交付要綱等を参照し、補助金申請～実績報告までの事務を行っているが、添付書類の種類、記入例などの具体的な記述がなく、記入方法等について県担当者に問い合わせてもわからないと言われることがあり、業務効率化の妨げになっている。現在は該当しないが、将来的に民間所有者からの申請等を受付ける際には、要らぬトラブルの元となる可能性が大いに懸念される所である。

○当市の契約等に係る規則は、当市が事務執行する上で定めたものであり、文化財保存団体等の補助事業者に適用することは不可能である。

## 各府省からの第1次回答

文化財保存事業費関係補助金(以下、「文化財補助金」)を用いて実施する事業(以下、「補助事業」)においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適化法」と記載)第3条にあるとおり、その執行においては目的に従って誠実な事業実施を求められているところです。

御指摘のあった適化法第7条第1項第2号は、交付の対象となる補助事業の適正な執行を確保するために必要に応じて補助事業を行うため締結する契約に関する事項等について条件を附すことを定めているものですが、円滑な補助事業の遂行のため、必要以上の条件は課すべきではないと判断されます。その上で、例えば、地方公共団体が実施する一般競争入札では、最低制限価格制度が設けられているように、国と全く同一の契約方法ではなく地方公共団体に委ねられている部分があるため、国で統一した契約等のルールを作成することは、国のプロセスに準じた方法の確認や、プロセスに準じていないことによる会計検査等での指摘など、かえって適切ではない事務を強いることになると考えます。

また、文化財補助金における指導権限については、当件による提案「ルールやマニュアルの周知」では解消される問題ではないため、必ずしも論点が一致しないものと解釈されますが、文化財補助金においては適化法第12条の規定による状況報告の受理や、法第13条の規定による補助事業の遂行命令等一部の事務を都道府県に事務委任しており、補助事業の進捗状況の把握や適切な事業遂行を行う上での監理等を都道府県において行っているため、これら事務を適切に遂行するうえで補助事業者に対する指導助言を行うことは当然に必要な事務であり、市町村においても当該事務遂行にあたって都道府県に協力することは十分想定される所であると考えますが、御指摘の指導による責任の帰属等において仮に懸念がある場合は、都道府県と市町村との間で調整すべき内容であると考えます。

地域文化財総合活用推進事業においても、必要以上の条件を課すことなく補助事業の適正な執行を確保するため、契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施することを求めています。そのため国で統一した契約事務に関するルール

やマニュアルを作成することは、前述したように適切ではない事務を強いることになるため、対応は困難であると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当提案は国の契約事務取扱規則に沿った補助事業のルール作成を提案しているものではなく、補助事業者が主体的に事業を進めることのできる分かりやすいルールの作成を提案しているものであり、会計検査等においても契約方法等を補助事業者が適切に説明できる、国の補助事業として統一された契約等のルールやマニュアルの作成を求めているものです。

具体的には、現在の補助金交付に係る要綱においては、補助事業者が準すべき具体的な法令や規則の範囲が示されていないことや、補助事業の対象の詳細が具体化されていないこと等により、申請手続の効率的な処理に支障を来していることから、可能な範囲で補助事業の手続き・対象を明確にした、分かりやすい事業遂行のマニュアル等を整備し、公表していただきたいと考えます。

また、「市町村においても当該事務遂行にあたって都道府県に協力することは十分想定される」とのことですが、当該補助事業において法令的な根拠がないままに、解釈に依って市町村が補助事業の契約事務に関与し、結果として責任を負うことは容認しがたいと考えます。委任先の都道府県との調整にゆだねるのではなく、当該補助事業を所管する文化庁において、適切な対応となるような見直しを行う必要があると考えます。

現在の補助事業の運用においては、契約等のルールが明瞭でないこと等により補助事業の利用を断念せざるを得ない事案も存在しております。当該補助事業は民間補助事業者による文化財保全のための財源確保に資する事業であることから、補助金の活用の支障となり、文化財の適切な保全に影響を及ぼしうる現行の補助事業について、利便性や効率性が向上する見直しを求めます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求めます。

#### 各府省からの第2次回答

提案団体の要望としては、国で統一した契約事務に関するルールやマニュアルを作成するのではなく、すでにある契約事務や補助事業の申請手続に関する簡便なマニュアルやガイドブックを作成してほしいというご趣旨と理解しました。その上で、市町村だけでなく、文化財所有者などの一般の方向けに補助事業の申請手続や概要がわかるガイドブックやパンフレット等の作成及び公開が可能か改めて検討したいと思います。

なお、提案団体より回答のあった「契約等のルールが明瞭でないこと等により補助事業の利用を断念せざるを得ない事案」については、文化庁において把握している事例がないため、具体の案件について情報提供を求めます。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	265
(管理番号	265 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省

文部科学省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

営利目的も含めた学校のスポーツ施設の一般利用が推奨される一方で、学校の施設の利用許可は「社会教育その他公共のため」とする学校教育法の規定への抵触が懸念されることから、学校施設の営利目的利用の可否の明確化を求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

学校教育法第137条では、学校施設の社会教育への利用について、「社会教育その他公共のため」という限定の中で利用させることができるとされている。スポーツ基本法第13条第1項では、「学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」とされている。

### 【支障事例】

当市では、学校教育法の規定に基づき、学校施設の目的外使用に係る各種規則において、営利を目的とした利用を許可しないこととしている。

### 【制度改正の必要性】

「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言(2021年6月)」38頁では営利目的での学校施設の利用について許容することを前提とした記載がされているが、学校教育法第137条の規定を踏まえているのが不明であり、同規定に反することはないか疑義が残る。

### 【支障の解決策】

学校施設の利用について営利を目的とした利用を可能とするためには、学校教育法の規定が支障となると思われるが、当該部分の解釈を明確化してもらうことで、疑義・懸念が解消すると思われる。

### 【参考】

- ・「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言」(2021年6月 経済産業省)38頁
- ・「第二期 スポーツ未来開拓会議 中間報告」(2023年7月 スポーツ庁・経済産業省)95頁

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市で令和5年度に実施した今後の学校施設の有効活用に向けた市民意見募集の中で、市民の方から、市民に身近な学校で有料の講座等を実施することなど検討してほしいと意見を受けている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市民にとって身近な公共施設である学校施設の更なる有効活用につながる。

## 根拠法令等

学校教育法第 137 条、学校施設の確保に関する政令第3条、社会教育法第 44 条及び第 45 条、スポーツ基本法第 13 条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、浜松市、豊橋市、大阪市、寝屋川市、高松市、大村市、熊本市、八代市

○当市においても条例等に基づき、地域団体等に対し一定の条件を設定のうえ、学校の一部施設の使用を許可している。条例で規定する使用条件に「営利を目的として使用するおそれがあるとき」との規定を設けており、営利目的と判断できるものについては、使用を許可していない。以上から、提案されている内容については、当市でも検討課題になりうることから、関係法令等の整理が必要と思われる。

○今後、部活動の地域移行や、学校施設の複合化を検討していく上でも、明確化されることが望ましい。

## 各府省からの第 1 次回答

学校教育法第 137 条では、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができると規定されているところ、本条は、「社会教育その他公共のため」にのみ使用を限定する趣旨のものではないと解されます。

このことから、営利目的の有無に関わらず、学校教育上支障のない限りは、同条の規定には抵触しないものと考えられます。

なお、「学校教育上支障のない限り」というのは、地方自治法第 238 条の4第7項の「その用途又は目的を妨げない限度において」を、学校について言い換えたものであり、特に他の行政財産以上に、特別な要件を加重したとは考えられないとされています。学校教育上の支障の存否の判断は、物理的な支障のほか、教育上の配慮が必要となります。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校教育法第 137 条以外に学校施設の目的外使用の許可に係る根拠となり得る規定があれば別であるが、同条に基づく許可である場合、「社会教育その他公共のために、利用させることができる」と明文で規定されているところ、法制執務の観点からは、「その他」は並列を指す用語とされており、同条は「社会教育や公共のため」と近い読み方と解されるが、営利目的での学校施設の利用について、どのように当てはめて許可できると解するのか、その点の解釈について改めて詳細な回答をいただきたい。

また、学校施設の確保に関する政令第3条第2項において「管理者又は学校の長は、前項第2号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない」とされているところ、学校教育法の当該規定に抵触するおそれのある利用をさせることには、地方公共団体としては躊躇せざるを得ない。

この点、公民館の使用許可に係る解釈については、「社会教育法第 23 条第1項の解釈の周知について（依頼）」（平成 30 年 12 月 21 日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡）にて示された際、問合せが数多く寄せられたため解釈を通知されたとあり、当件についても指定都市を始めとした地方公共団体から問合せがあるものであるため、当該条項に係る解釈について通知いただきたい。

なお、回答にある『「学校教育上支障のない限り」というのは、地方自治法第 238 条の4第7項の「その用途又は目的を妨げない限度において」を、学校について言い換えたものであり、特に他の行政財産以上に、特別な要件を加重したとは考えられないとされています』とは、何かを参照された上での回答であるのか、その根拠についても、お示しいただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

現行制度について、十分な周知を行うべきである。

## 各府省からの第2次回答

学校施設の目的外利用に関する法令上の規定は、学校教育法第137条に加え、地方自治法第238条の4第7項において行政財産一般の目的外利用に関する規定、社会教育法第44条、スポーツ基本法第13条において学校施設の利用に関する規定等が存在しています。これらの規定により、学校施設の目的外利用については、「学校教育上支障のない限り」認められることができるとされており、学校教育法第137条は、「社会教育その他公共のため」にのみ使用を限定する趣旨のものではないと解釈されます。

なお、第1次回答において、「学校教育上の支障の存否の判断は、物理的な支障のほか、教育上の配慮が必要となります」としていますが、教育上の配慮として、精神的支障の有無を判断する必要があり、例えば、場所に余裕があっても、ある種の興行のようなものは、およそ教育の場で行われるにはふさわしくないような場合があります。

また、1次回答の「『学校教育上支障のない限り』というのは、地方自治法第238条の4第7項の『その用途又は目的を妨げない限度において』を、学校について言い換えたものであり、特に他の行政財産以上に、特別な要件を加重したとは考えられないとされています」については、学校教育法を所管する文部科学省が判断したものです。念のため、以下の書籍にも同様の趣旨の記載がございます。

・鈴木勲(2022)『逐条学校教育法』第9版、学陽書房

・学校管理運営法令研究会(2018)『新学校管理読本』第6次全訂、第一法規出版株式会社

・福田昭昌(1978)『明解・教育管理の基礎知識』増補改訂第1版、教育開発研究所

・学校教務研究会(2005)『詳解・学校運営必携』第4次改訂版、株式会社ぎょうせい

・鈴木勲監修、糟谷正彦編(1984)『学校管理講座第2巻 - 学校の運営』、第一法規出版株式会社

本条の解釈については、頂いた御指摘を踏まえ、事務連絡等の発出等を含め対応を検討してまいります。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	285
(管理番号	285 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

## 提案事項(事項名)

独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の予約採用手続の見直し

## 提案団体

埼玉県、栃木県

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用(進学前の申込)手続について、申請書類の配付、決定通知の交付、申請者からの必要書類のとりまとめは、高等学校等を介さずに同機構が直接、生徒・保護者との間で行うこと。また、予約採用手続について、申請者から必要書類をオンラインで提出できるようにすること。

## 具体的な支障事例

独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用(進学前の申込)手続について

- ・同機構から申請時から決定時まで、高等学校等を介して手続きを行っている。
- ・各高等学校等の教員がこれらの事務を担っているが、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」の観点から、「学校以外が担うべき業務」あるいは「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」に位置付けられるもの。
- ・奨学金事務に係る生徒への関係書類の配布や必要書類の回収は、担当教員にとって事務負担が大きい。各学校では、毎年度、進路担当者、3学年担任などのうち、奨学金担当の教員は、予約採用の申請対応(全日制高校1校当たり平均 100 人以上)だけでなく、生徒・保護者からの相談についても対応する必要が生じている。

相談の範囲が幅広いことから、各学校では、毎年度、担当教員が事前に情報収集したり、相談内容の回答を調べる等の必要も生じている。

※令和元年度の県内調査結果(全日制高校1校当たり平均人数)

- ①貸与型(第一種(無利息))申請 平均 51.4 人
- ②貸与型(第二種(利息あり))申請 平均 57.9 人
- ③給付型の申請 平均 32.3 人

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

日本学生支援機構の手引きには「奨学金に関する手続きはすべて生徒本人が行う必要」がある旨、記載されているが、給付型奨学金制度の運用変更もあり、奨学金給付等を希望するすべての生徒が自分自身で行える手続ではなくなっている。

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により教員の負担軽減につながる。

## 根拠法令等

平成 31 年 1 月 25 日付け中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」、平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」、令和 5 年 9 月 8 日付け 5 文科初第 1090 号「『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)』を踏まえた取組の徹底等について(通知)」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、仙台市、秋田県、石川県、長野県、浜松市、高知県、福岡市、熊本市

○3月に申請手続きの依頼があつてから、手続きの読込、生徒に対する案内、申請の受け付けと7月の申請終了まで、100人を超えるの申請に対して事務手続きを行うことになり、大きな負担となっている。また、卒業から2年間は申請できることから、卒業生についても対応する必要があり、勤務時間内に収まらない対応を求められることもある。年度替わりの立て込んでいる時期に担当する教員には、事務量だけでなく精神的な負担も大きくなっている。

## 各府省からの第1次回答

高校生等の奨学金の予約採用に係る事務手続きについては、家計状況(世帯年収等)に係る情報のうち、マイナンバーを用いて JASSO が取得できるものに関しては、各高等学校等において取りまとめて送付する書類を削減するなど、学校現場の負担軽減を図ってきているところ。

学校における働き方改革は重要な課題であることを踏まえ、学校経由の送付書類の更なる削減を含めた負担軽減について引き続き検討しているところであり、今後、可能なものから実現していきたいと考える。なお、

- ・奨学金は進路指導やキャリア教育と密接な関係にあること
- ・予約採用に際しては、生徒の成績のみならず、特に学習状況及び意欲等を確認の上で推薦いただくことが必要であること

- ・経済的に困難を抱える生徒については、支援策等の情報へのアクセスが不足していることを踏まえ、遺漏なく制度を周知し、利用していただく必要があること

から、高等学校等には、引き続き、予約採用を含めた奨学金制度の適切な実施について一定の御協力をいただくことが必要であると考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校における働き方改革は重要な課題であることをご理解いただいたうえで、負担軽減について引き続き検討されることに期待する一方、その検討においては、以下の観点からドラスティックな負担軽減を図るものとしていただきたい。

- ・奨学金の申請手続きについては、独立行政法人日本学生支援機構に対して生徒本人が行う原則に立ち、高等学校等にあっては、第1次回答で記載されている進路指導やキャリア教育、生徒の推薦条件具備の確認などの観点から関わるものであること。

この前提に立ち、予約採用手続きについて、オンライン申請や生徒・保護者が高等学校等に依存せず申請を完結できるような問い合わせ体制を確立していただきたい。

上記、提案を踏まえ、現在貴省において想定されている、検討スケジュール、負担軽減策、高等学校等における協力の在り方について、ご教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

予約採用に関しては、令和7年度に行う令和8年度進学者向けの申請手続きにおいて、次のような取扱とする予定。これにより、これまで各学校において取りまとめにご協力いただいていた書類の約98%を削減できる見込みである。各校の対応は生計維持者が海外に在住している場合等の極めて限られた場合を除き不要となり、加えて申請者である生徒の手続きも簡素化される見込みである。

(予約採用手続きに係る改善事項等)

- ・生徒及び生計維持者のマイナンバー提出: オンライン化(生徒等が JASSO のウェブサイトより提出)
- ・「給付奨学金確認書」及び「貸与奨学金確認書」(制度利用上の遵守事項等への誓約・同意): 学校を經由せず、生徒から日本学生支援機構に直接提出
- ・収入に関する証明書(給与明細等): マイナンバー提出者については不要とする取扱いを継続
- ・特別控除証明書: 同上